

2023-2024
ライオンズ必携
第61版
主な改正箇所一覧表（案）
（変更ページ抜粋）

2023年11月28日修正版
330 331 332 333 334 335 336 337 複合地区

2023-2024 会則委員会

第 61 版会則・付則および規則

主な改正箇所説明

2023 年 7 月 4～6 日第 104 回ボストン国際大会 国際理事会決議及び国際大会代議員投票結果による主な国際会則及び付則改正について

1. 新クラブ結成を促すように、標準版地区会則及び付則のリジョンおよびゾーン構成に関する規定の改正を承認
〔標準版地区会則及び付則 第 4 項 リジョン及びゾーン a. 構成〕
2. 地区グローバルアクションチームのメンバーおよび LCIF 地区コーディネーターは、地区キャビネットの投票権を有する一員とすることを規定する内容に標準版地区会則及び付則を改正することを承認
3. 地区および複合地区が再編成提案を提出する際に、その提案を所属クラブに事前通知する日数を 60 日から 30 日に変更することを承認
4. 理事会方針書第 14 章を改正し、地区ガバナーエレクトセミナーグループリーダーの資格をより明確な表現にすることで、任命を受けるグループリーダーが、その最初から任務終了までの期間を通じて、国際理事または国際第 3 副会長候補者として資格認定を受けないことを承認
5. 地区 GET コーディネーターが伝統的クラブもスペシャルティクラブも合わせて新結成する努力を奨励し、地区におけ

るスペシャルティクラブ・コーディネーターの役職を終了することを承認

6. すべての会則地域で純増を実現しつつ、全会員数 150 万人を達成する会員拡大のイニシアチブであるミッション 1.5 の開始を承認
7. ミッション 1.5 をサポートする内容にグローバルアクションチーム方針を改正し、これにより GAT サクセスストーリー補助金と GAT 委員長メダルの両プログラムを終了する。
8. 国際大会の際に、ライオンズは指定された代議員ホテルに宿泊する必要はなく、各自国際大会指定ホテルから宿泊ホテルを選択することが可能となるように、理事会方針書第 8 章を改正することを承認
9. 地区および複合地区のマーケティング委員長の責務を改正し、国際マーケティングアワードへの申請手続きを明確化することを承認

国際会則付則改正

1. 第三副会長の資格要件から最低地区要件を削除することを承認し、国際付則第 2 条 2 項 (a)(3) を全文削除し、続くすべての項番を適宜繰り上げる。有資格の候補者は、他のすべての資格要件が満たされていれば、どの地区からであっても立候補が可能となる。
2. 国際理事の資格要件から最低地区要件を削除することを承認し、国際付則第 2 条 3 項 (c) を全文削除し、続くすべての項番を適宜繰り上げる。有資格の候補者は、他のすべての資格要件が満たされていれば、移行地区や暫定地区を含むどの地区からであっても立候補が可能。
3. 国際付則第 11 条 7 項を改正し、「準会員」と「名誉会員」

の間に「**特典会員**」を含め、国際協会が提供するいずれかの**特典**プログラムの結果として会費の**特典**を受ける会員のために、別個の会員種別を設けることを承認。

この改正は、2024 年 1 月 1 日から適用される。

4. 国際付則第 10 条 2 項 (a) の既存の文言を全文削除し、新条文と差し替えることを承認。この改定により、今後国際役員は、会員拡大と指導力育成など、その任務の内容が明確となる。さらに、国際付則第 10 条 2 項 (b), (c), (d), (e) も同様に全文を差し替える。
5. 「1 年と 1 日」との表現の解釈について、連続した 1 年と 1 日の間、一つのクラブで会費全額を支払った会員のみが、クラブの代議員資格総数の計算に算入される。

第 2 項 地区役員 次の者が地区役員となる。

- (a) **地区ガバナー**。本協会の国際役員として、又国際理事会の全般的監督のもとに、所属地区において国際協会を代表する。さらに、地区における最高運営責任者として、地区キャビネットを直接指導監督する。具体的な任務は次のとおりである。
 - (1) 地区における会員増加につながるよう、本協会の目的を推進する。
 - (2) 地区レベルのグローバル・アクション・チームを監督すると共に、他の地区役員に対し、会員増強及び新クラブ結成を積極的に支援するよう働きかける。
 - (3) 以下の分野における各地区目標の達成に焦点を当て、それに向けて取り組むための現行の地区行動計画を監督する。
 - a. 新クラブを結成する。
 - b. 会員純増を達成する。
 - c. 効果的なクラブ運営を徹底する。
 - d. クラブレベルと地区レベルでリーダー育成と技能開発を提供する。
 - e. 有意義な人道支援奉仕を実施し報告するよう各クラブに奨励する。
 - f. ライオンズクラブ国際財団を支援・推進し、ライオンズクラブ国際財団へのクラブと会員による寄付を奨励する。
 - (4) 標準版地区付則に定められる通りに地区の運営管理を監督する。

- (5) 各クラブが、国際会則及び付則に従って運営し、会員維持率を向上するアクティビティを支援し、協会におけるグッドスタンディングを保つよう、指導する。
 - (6) 地区大会、キャビネット会議及び地区のその他会議に出席した場合には、その議長を務める。
 - (7) 国際理事会が要請するその他任務を遂行する。
- (b) **第一副地区ガバナー**。第一副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監督のもとに、地区ガバナーの最高運営補佐役を務める。具体的な任務は次のとおりである。
- (1) 地区における会員増加につながるよう、本協会の目的を推進する。
 - (2) 現行の地区行動計画の成功に向けて積極的に努力する。
 - (3) 地区ガバナー及び第二副地区ガバナーとともに、地区の強みと弱みを確認した上で、地区目標の達成に焦点を当てそれに向けて取り組むための、進行中の地区計画をさらに調整・推敲する。
 - (4) 翌年度、地区目標を達成するための行動計画を策定・実施できるよう、極めて優れたチームを特定して備える。
 - (5) クラブ役員と密接に協力して未来の地区役員を特定する。
 - (6) 地区ガバナーによって、または国際理事会が定めた方針によって課される職務やその他の指示を遂行する。

- (7) 地区ガバナーの要請に従って、適宜地区委員会を監督する。
 - (8) すべてのキャビネット会議に積極的に参加し、地区ガバナー不在の際には、すべての会議において議長を務める。
 - (9) 必要に応じてガバナー協議会会議に参加する。
 - (10) 地区予算作成に協力する。
- (c) **第二副地区ガバナー**。第二副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監督のもとにある。具体的な任務は次のとおりである。
- (1) 地区における会員増加につながるよう、本協会の目的を推進する。
 - (2) 現行の地区行動計画の成功に向けて積極的に努力する。
 - (3) 地区ガバナーの指示のもと、リジョン及びゾーン・チェアパーソンと地区との橋渡し役を務め、クラブの健康を支えるためリジョン／ゾーン運営を成功させられるよう努力する。
 - (4) クラブの発展をサポートする情報資料に精通する。
 - (5) 地区ガバナーの職に備える。
 - (6) 地区ガバナーによって、または国際理事会が定めた方針によって課される職務やその他の指示を遂行する。
 - (7) 地区ガバナーの要請に従って、適宜地区委員会を監督する。
 - (8) すべてのキャビネット会議に積極的に参加し、

地区ガバナー及び第一副地区ガバナー不在の際には、すべての会議において議長を務める。

(9) 地区予算作成に協力する。

(d) **リジョン・チェアパーソン**。リジョン・チェアパーソン職が活用された場合には、地区ガバナーの指導監督のもとに、リジョンの最高運営責任者となる。具体的な任務は次のとおりである。

(1) 地区における会員増加につながるよう、本協会の目的を推進する。

(2) 現行の地区行動計画の成功に向けて積極的に努力し、クラブとゾーンの参加を促す。

(3) リジョン内のゾーン・チェアパーソンの活動並びに地区ガバナーより割り当てられる地区委員長の活動を監督する。

(4) クラブの強みと弱みを特定し、増強と、リーダーシップの向上と、有意義な奉仕を促すことで、クラブの健康を支える。

(5) 地区の運営に精通し、次の役職に進むために必要なリーダーシップ技能を磨く。

(6) 地区役員によって、または国際理事会が定めた方針によって要請される職務や指示を遂行する。

(e) **ゾーン・チェアパーソン**。地区ガバナー及び（又は）リジョン・チェアパーソンの指導監督のもとに、ゾーンの最高運営責任者を務める。具体的な任務は次のとおりである。

(1) 地区における会員増加につながるよう、本協会の目的を推進する。

(2) 現行の地区行動計画の成功に向けて積極的に努力し、クラブの参加を促す。

(3) ゾーン内における地区ガバナー諮問委員会委員長を務め、同委員長として同委員会の定例会議を招集する。

(4) クラブの強みと弱みを特定し、増強と、リーダーシップの向上と、有意義な奉仕を促すことで、クラブの健康を確かなものとする。

2024 年 7 月 1 日を発行日として、「23 ドル (US\$23.00)」との語句を削除し、「24 ドル (US\$24.00)」との語句に差し替える。2025 年 7 月 1 日を発行日として、「24 ドル (US\$24.00)」との語句を削除し、「25 ドル (US\$25.00)」との語句に差し替える。

(b) **特典会員の会費減額について、ボストン国際大会で新設置**され、2023 年 11 月カイロ理事会で説明が加えられた。家族会員、レオライオン会員、学生会員、若年成人会員などの「**会員プログラム**」により、減額された会費を支払うことを認められたすべての会員が含まれます。

この新たな種別は、会費を全額支払う正会員とまったく同じ権利を持ちます。唯一異なるのは、クラブから地区大会、複合地区大会、国際大会に送ることのできる代議員数を計算する際のクラブ会員数にはカウントされません。

(c) **㊤** ライオンズクラブは、スポンサーしている各レオクラブにつき、国際理事会が定める額による年間納入金を、国際理事会が定める時期に支払わなければならない。

項に対する投票権を持つが、クラブを代表して、地区（単一、準、暫定、及び／又は複合）大会又は国際大会の代議員になることはできない。

この会員はクラブ、地区、又は国際の役員職に就くことも、地区、複合、又は国際の委員会への任命を受けることもできない。賛助会員は、地区会費、国際会費、その他クラブが課す会費を払わなければならない。この種類の会員は、クラブの代議員数算出の対象となる。

h. **特典会員** 家族会員、学生会員その他の国際協会のプログラムに参加した結果、**特典**または減額された国際会費を支払うクラブ会員で、当クラブの会員であることを希望し、かつ**特典**対象となる基準を満たす会員。その会員資格はクラブ理事会によって確認・承認を受ける。**特典**会員は地区または国際の役職を務めることが出来るが、その際にはクラブが規定する会費を支払う場合がある。この会費には地区費、国際会費も含まれる。この種別の会員はクラブ代議員を算出する際の母数には含まれない。

- (1) 「**特典**会員」は、上述の通りクラブ理事会の承認を受けなければ、クラブ役員、地区役員、国際役員を務めることはできる。
- (2) 「**特典**会員」は、クラブ代議員を算出する際の母数には含まれないが、**特典**会員自身がクラブ代議員となつて一票を投じることについては制約なく、代議員となることが出来る。
- (3) **特典**会員となるか、クラブ代議員算出の母数となる会員となるかの基準は、12 月 31 日現在の会員名簿に基

づいて 1 月に発行される下半期会計計算書において、請求され支払われた会費が特典会費か否かで決定される。つまり、種別を変更したい場合にはこの時までに変更をする必要がある。

※新たに入会した会員は、連続して 1 年と 1 日の間、一つのクラブで会費全額を支払った会員のみが、クラブの代議員資格総数の計算に算入される。

別紙 B 会員種別表

種別	会費即時支払い(クラブ、地区、国際)	クラブ活動参加	良い印象を与える言動	クラブ、地区又は国際職への立候補	投票権・自身が代議員になる資格	地区又は国際大会の代議員数算出の対象
正会員	必要	必要	必要	有	有	対象になる
賛助会員	必要	可能な時	必要	無	クラブ事項のみ	対象になる
準会員	クラブ会費のみ支払う	可能な時	必要	無	地区大会(第1クラブ)クラブ事項(第1及び第2クラブ)	対象にならない
特典会員 (本項は2024年1月施行)	必要	必要	必要	有	有	対象にならない
名誉会員	必要なし クラブが国際及び地区の会費を支払う	可能な時	必要	無	無	対象にならない
終身会員	クラブ及び地区の会費を支払い、国際会費は支払わない	可能な時	必要	正会員の義務を果たしていれば有	正会員の義務を果たしていれば有	対象になる
不在会員	必要	可能な時	必要	無	クラブ事項のみ	対象になる
優待会員	必要	可能な時	必要	無	有	対象になる

- ・ 2023 年 7 月ボストン国際大会決議により会員種別が追加。
- ・ 2023 年 10 月カイロ理事会で、補足説明が追加。
- ・ 日本における名称は「特典会員」となった。

編集註：国際協会ウェブサイトに掲載された国際会則及び付則（2023 年 7 月 11 日改定）を底本として原稿を作成している。国際理事会方針書第 17 章 A 項 3 についても、2023 年 7 月 11 日改訂版の日本語翻訳を採用している。

(h) 特典会員：家族会員、学生、または国際協会が提供するその他の特典会員プログラムに参加した結果として特典会費を支払う会員で、クラブの会員籍を保持することを希望し、会費割引の条件を満たす会員。会員プログラムの参加状況は、クラブの理事会が確認するものとする。特典会員は地区または国際の会合において役職に就くことができるが、クラブが課す会費を納入しなければならない。その会費には地区及び国際の会費が含まれる。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象とならない。

[上記は 2024 年 1 月 1 日施行]

複合地区会則 目次

第1章 複合地区	
第1条	名称-----145
第2条	目的-----145
第3条	構成-----146
第4条	優越性-----146
第5条	複合地区ガバナー協議会-----146
第6条	複合地区年次大会-----149
第7条	複合地区委員会-----150
第8条	ライオン誌日本語版-----151
第9条	一般社団法人日本ライオンズ-----152
第10条	ガバナー協議会事務局-----154
第11条	複合地区会計-----154
第2章 地区	
第12条	目的-----155
第13条	構成及び組織-----155
第14条	地区キャビネット会議-----156
第15条	地区ガバナー，第一および第二副地区ガバナー-----157
1.	地区ガバナー-----157
2.	第一副地区ガバナー-----160
3.	第二副地区ガバナー-----161
4.	空席の補充-----163
第16条	地区ガバナー・キャビネット-----164
第17条	キャビネット構成員-----165
第18条	地区委員その他-----167
第19条	解任-----167

第20条	キャビネット構成員の任務-----167
1.	キャビネット幹事及び会計-----167
2.	地区 GLT コーディネーター-----169
3.	地区 GMT コーディネーター-----169
4.	地区 GST コーディネーター-----170
5.	地区 GET コーディネーター-----171
6.	地区 LCIF コーディネーター-----172
7.	リジョン・チェアパーソン-----173
8.	ゾーン・チェアパーソン-----174
9.	地区マーケティング委員長-----176
10.	地区グローバル・アクション・チーム (GAT) -----177
第21条	地区年次大会-----178
第22条	地区名誉顧問会-----180
第23条	地区ガバナー諮問委員会-----180
第24条	キャビネット事務局-----181
第25条	地区会計-----181
第3章	
第26条	改正-----182
第27条	規則の制定および改廃-----182
第28条	名称，紋章，その他標識-----182
第29条	禁忌事項-----182
第30条	施行期日-----184
別紙 A	標準版複合地区年次大会議事規則 (例)-----185
別紙 B	複合地区大会開催手順 (例)-----187
別紙 C	標準版地区年次大会議事規則 (例)-----191
別紙 D	地区大会開催手順 (例)-----194
別紙 E～G	指名委員会チェックリスト-----198
別紙 H	各複合地区・都道府県割表-----201

第 3 条 構 成

複合地区内のすべての地区ガバナーから成るガバナー協議会を設けるものとし、その中には、協議会議長を務める現又は元地区ガバナーを 1 人含める。本複合地区の役員は、ガバナー協議会の構成員となる。

第 4 条 優越性

国際会則及び付則とライオンズクラブ国際協会の方針と抵触せずに複合地区がそれを改正した場合を除き、複合地区は標準版複合地区会則及び付則に準拠するものとする。複合地区の会則及び付則と国際会則及び付則の間に抵触する規定または矛盾が存する場合はいかなる場合も、国際会則及び付則に準拠するものとする。

第 5 条 複合地区ガバナー協議会

1. 複合地区にはガバナー協議会を設ける。その構成員は、議長および複合地区内のすべての地区ガバナーとする。
2. ガバナー協議会の役員は、議長、副議長、幹事および会計、並びに協議会が必要と認めたその他の者とする。
3. 協議会議長を含む、協議会の各構成員は 1 票を投じる権利を有する。協議会議長は 1 年任期を 1 期のみ務めるものとし、この役職を再び務めることはできない。
4. 地区ガバナーエレクトは会合を開いて、次期協議会議長を選任または選出する。協議会議長はその役職に就任する時点で、現または前・元地区ガバナーになっていなければならない。

はじめ決定される大会議事規則によって行われる。

6. 複合地区大会の諸決議は出席し、投票した複合地区内の現・元国際協会役員およびクラブ代議員の過半数をもって決する。代議員が参加できないときは補欠がこれに代わる。
7. 複合地区大会は国際理事候補者資格審査委員会規則に基づいて、国際理事候補者の推薦を行う。また、国際第 3 副会長立候補者推薦手続規則に基づいて、国際第 3 副会長候補者の推薦を行う。
8. 複合地区大会においては国際協会会則および付則に反しないかぎり、国際協会への提案事項を含めてあらゆる事項を決定できる。
9. ガバナー協議会構成員の 3 分の 2 の賛成投票により、複合地区を構成するクラブの特別大会を、ガバナー協議会が決定する日時および場所で招集することができる。ただし、かかる特別大会は遅くとも国際大会の開催日の 15 日前までに終了していなければならない。特別大会の開催日時、場所、目的が記載された書面による通知は、協議会幹事によって、遅くともかかる特別大会開催日の 30 日前までに複合地区内の各クラブに対して行わなければならない。

第 7 条 複合地区委員会

1. ガバナー協議会は必要に応じ各種の委員を委嘱する。
2. 委員の任期は地区ガバナーの任期と同じとする。ただし、次のガバナー協議会が同一人に再び委嘱することを妨げない。

2. リジョン及びゾーンの構成は、地区キャビネットの承認があり、かつクラブ、地区、国際協会にとって最善である場合に、地区ガバナーは、リジョン及びゾーンを変更することができる。地区は、2つ以上のゾーンにより構成されるリジョンに分けることが出来、そのゾーンは通常4から8のクラブから成るが、ゾーンは新たに結成されたクラブを含める際にはいつでもクラブ数を拡大することができる。その編成案は提出前に、所属クラブに30日前までに通知する。

第 14 条 地区キャビネット会議

【第 60 版 P150-2 新設】

1. 地区キャビネット会議

- (a) 定例会議。キャビネットの定例会議は四半期ごとに1回ずつ開かれるものとし、第1回会議は、国際大会閉会後30日以内に開かれる。キャビネット幹事は、地区ガバナーが定める日時及び場所を明示した会議の案内を、会議の10日前までに、文書で各キャビネット構成員に送らなければならない。
- (b) 特別会議。地区ガバナーは、自分の判断で特別会議を招集することができる。又、過半数のキャビネット構成員の文書による要求が地区ガバナー又はキャビネット幹事に提出された場合、地区ガバナーは特別会議を開かなければならない。キャビネット幹事は、その会議の目的と、地区ガバナーが定める開催日時及び場所を明示した会議の案内を、会議前の5日から20日の間に、文書（手紙、電子メール、ファックス、電報を含む）で各キャビネット構成員に送らなければならない。
- (c) 定足数。キャビネット構成員の過半数の出席をもって

キャビネット会議の定足数に達したとみなされる。

- (d) 投票。投票する権利は、本地区区則第6条第2項で投票権を有すると定められる地区キャビネット構成員に与えられる。
2. 代替会議形式。地区キャビネットの定例会議又は特別会議は、地区ガバナーが決定した場合、電話会議及び/またはウェブ会議などの代替会議形式により開催することができる。
3. 郵便による業務処理。地区キャビネットは、郵便（文書、電子メール、ファックス、電報を含む）により業務処理を行うことができる。ただし、全キャビネット構成員の3分の2の書面による賛成が得られない限り、そのような行為はいかなるものも有効とはならない。このような行為は、地区ガバナーまたは地区役員のいずれか3人により提議することができる。

第 15 条 地区ガバナー、第一および第二副地区ガバナー

地区ガバナー、第一および第二副地区ガバナーの候補者の資格は、それぞれ、国際協会付則第9条4項、第9条6項(b)(c)の規定による。

【第 60 版 P150～】

1. 地区ガバナー

国際理事会の全般的監督のもとに本地区区において国際協会を代表する。さらに、地区における最高運営責任者として、第一及び第二副地区ガバナー、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、キャビネット幹事兼会計、その他本地区区則及び付則に定められるキャビネット構成員を直接監督する。具体的な任務は次のとおりである。

- (a) 地区における会員増加につながるよう、協会の目的を

推進する。

- (b) 以下の分野における各地区目標の達成に焦点を当て、それに向けて取り組むための現行の地区行動計画を実施する地区の役員チームのメンバーを監督する。
 - (1) 新ライオンズクラブを結成する。
 - (2) 効果的なクラブ運営を徹底する。
 - (3) 会員純増を達成する。
 - (4) クラブレベルと地区レベルでリーダー育成と技能開発を提供する。
 - (5) 有意義な人道支援奉仕を実施し報告するよう各クラブに奨励する。
 - (6) ライオンズクラブ国際財団を支援・推進し、ライオンズクラブ国際財団へのクラブと会員による寄付を奨励する。
- (c) 地区グローバル・アクション・チーム・ファシリテーターとして、地区内クラブの会員増強、新クラブ結成、指導力育成、人道奉仕を監督し、推進する。
- (d) 地区の運営管理を監督する。
 - (1) 会員のニーズを満たすため、地区の各行事を効果的に管理する。
 - (2) 本地区会則に従って、キャビネット役員及び地区の委員を指導監督する。
 - (3) 任期終了の際には、地区の一般及び / 又は財務関連の記録一式並びに資金を速やかに後任者に引き渡す。
 - (4) 地区大会あるいは複合地区大会における地区年次会議で、現会計年度の詳しい収支報告書を提出する。
 - (5) 協会の名称及び紋章の使用違反をすべてライオンズ

クラブ国際協会に報告する。

- (e) 各クラブが、国際会則及び付則に従って運営し、会員維持率を向上するアクティビティを支援し、協会におけるグッドスタンディングを保つよう、指導する。
 - (1) 地区内のライオンズクラブの運営が円滑に行われるよう、各クラブが最低年に1度地区ガバナー、地区キャビネットの一員、または地区ガバナーが指名するライオンによる直接の（または必要ならオンラインでの）訪問を受けることを確実にする。
 - (2) ゾーン・チェアパーソンとリジョン・チェアパーソン（いる場合）の支援を得て、地区内の各クラブの状態を見守り、各クラブがグッドスタンディングを保っていること、会員のニーズを満たしていること、協会の目的を支援していることを確かめる。
 - (3) 適切な手段を用いて、ライオンズクラブ間の協調を図り、対立を解消する。
- (f) 地区大会、キャビネット会議及びその他会議に出席した場合には、その議長を務める。
- (g) 国際理事会により要請されるその他の任務を遂行する。

2. 第一副地区ガバナー

第一副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監督のもとに、地区ガバナーの最高運営補佐役及び代理を務める。具体的な責任は次のとおりであるが、これに限定されるものではない。

- (a) 地区における会員増加につながるよう、本協会の目的を推進する。
- (b) 現行の地区行動計画の成功に向けて積極的に努力する。

- (c) 地区ガバナー及び第二副地区ガバナーとともに、地区の強みと弱みを確認した上で、地区目標の達成に焦点を当ててそれに向けて取り組むための、進行中の地区計画をさらに調整・推敲する。
- (d) 翌年度以降、地区目標に向けた行動計画を策定・実施できるように、極めて優れたチームを特定して備える。
 - (1) 地区計画を遂行するために必要な行動を理解する。
 - (2) 各役職に就く上での、役割と責任、情報資料、そして資格のあるライオンズを知る。
 - (3) チームメンバーが各自の役目を果たすために十分な研修を確実に受けるようにする。
 - (4) クラブ役員と密接に協力して未来の地区役員を特定する。
- (e) 地区ガバナーまたは国際理事会の方針によって課される職務やその他の指示を遂行する。
- (f) 地区ガバナーの要請に従って、他の地区委員会を監督する。
- (g) すべてのキャビネット会議に積極的に参加し、地区ガバナー不在の際には、会議において議長を務める。
- (h) 地区ガバナー職に空席が生じた場合、その任務と責任を果たすことができるよう、地区ガバナーの任務を心得ておく。
- (i) 必要に応じてガバナー協議会会議に参加する。
- (j) 地区予算作成に協力する。
- (k) 地区ガバナーの要請に応じて、地区ガバナーの代理としてクラブを訪問する。
- (l) 地区ガバナー及び地区大会委員会と連携し、年次地区大

会を支援し計画すると共に、地区内の他の行事の企画及び推進において地区ガバナーに協力する。

3. 第二副地区ガバナー

第二副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監督のもとにある。具体的な責任は次のとおりであるが、これに限定されるものではない。

- (a) 地区における会員増加につながるよう、本協会の目的を推進する。
- (b) 現行の地区行動計画の成功に向けて積極的に努力する。
- (c) リジョン及びゾーン・チェアパーソンと地区との橋渡し役（地区ガバナーの指示のもとに）を務め、クラブの健康を支えるためゾーン運営を成功させられるよう努力する。
- (d) 地区内クラブの強みと弱みを把握し、クラブの発展をサポートする情報資料に精通する。
- (e) 地区ガバナーの職に備える。
 - (1) 地区ガバナーの職責について熟知する。
 - (2) リーダーとしての技量を測り、磨く。
 - (3) 地区の構造と、会則及び付則、利用できる情報資料を理解する。
 - (4) クラブの健康のバロメーターに注意し、クラブの強みと弱みを測る。
 - (5) ライオンズクラブ国際財団（LCIF）が提供するプログラムを理解する。
 - (6) 効果的なクラブ訪問を行う準備をする。
- (f) 地区ガバナーの要請に応じて、地区ガバナーの代理としてクラブを訪問する。

- (g) 地区ガバナーまたは国際理事会の方針によって課される職務やその他の指示を遂行する。
- (h) 年次地区大会の計画および開催において地区ガバナーおよび第一副地区ガバナーに助力する。
- (i) 地区ガバナーの要請に従って、適宜地区委員会を監督する。
- (j) すべてのキャビネット会議に積極的に参加し、地区ガバナー及び第一副地区ガバナー不在の際には、すべての会議において議長を務める。
- (k) 地区予算作成に協力する。

4. 空席の補充

- (1) 地区ガバナーの空席補充死亡その他の理由により地区ガバナーが空席となった場合は、国際協会付則第9条6項(d), (e) および標準版地区付則第2条5項に規定する手順により、有資格者の中から推薦し、国際理事会によって任命される。
- (2) 副地区ガバナーの空席補充
 - (a) 死亡その他の理由により第一または第二副地区ガバナーが空席となった場合は、国際協会付則第9条6項(d) および標準版地区付則第2条6項に規定する手順により、地区ガバナーは、前地区ガバナー、第一または第二副地区ガバナーと、当該地区に所属する元国際会長、元国際理事および元地区ガバナー全員の出席を求めた会合の議決をもって有資格者の中から補充する。
 - (b) 第一および第二副地区ガバナーの空席を満たすために選ばれる会員は、次の資格を有していなければならない。

以下省略

計、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソンおよび地区委員長に投票権が与えられる。また、地区グローバルアクションチームのメンバーおよび LCIF 地区

コーディネーターに、投票権が与えられる。

4. 地区キャビネット（幹事団や内局等）の委員会。地区ガバナーが地区の効果的な運営に必要なかつ適切と判断した場合には、その他の委員会及び（又は）委員長を設置し、任命することができる。このような委員会の委員長は、地区キャビネットの投票権のない構成員とみなされる。
5. レオまたはレオリオンがレオ／レオリオン・キャビネット・リエゾンの役職に任命される場合は、この役職はキャビネットにおける投票権を持たないアドバイザーを務める。
6. キャビネット会議の出席者は地区ガバナーが決定する。
7. 地区ガバナーはキャビネット構成員以外の者を必要に応じて会議に招集し、諮問することができる。

第 17 条 キャビネット構成員

1. キャビネット構成員を次のとおりとする。
 - (a) 地区ガバナー、前地区ガバナー、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナー、地区名誉顧問会議長、キャビネット幹事、キャビネット会計および地区 FWT/GLT/GMT/GST/GET/LCIF コーディネーター、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン
 - (b) 下記のうち地区ガバナーが必要と認めて任命した者。地区会則委員長、地区マーケティング委員長、地区会員委員長、地区国際大会委員長、地区 Y C E 委員長、地区情報テクノロジー委員長、地区エクステンション委

員長、地区糖尿病委員長、地区視力（献眼）委員長、地区食料支援（子ども食堂）委員長、地区小児がん委員長、地区環境保全委員長、地区アラート（災害支援）委員長、地区レオ委員長、地区 L C I F 委員長、地区年次大会委員長、地区指導力育成委員長、地区ライオンズクエスト委員長、地区薬物乱用防止委員長、地区献血委員長、地区会員維持委員長、地区家族および女性委員長、地区青少年委員長

2. 前地区ガバナー、第一および第二副地区ガバナー以外のキャビネット構成員は地区ガバナーによって任命される。
3. 前記キャビネット構成員のうち、委員長は他の委員長を兼任することを妨げない。
4. キャビネット構成員の任期は地区ガバナーの任期と同じとする。ただし、地区 Y C E 委員長および地区情報テクノロジー（I T）委員長は、必要があれば、翌年度の 8 月 31 日まで、翌年度の地区ガバナーによって任命され、実務に当たる。

第 18 条 地区委員その他

地区委員および第 16 条 1. に規定される以外の者は必要に応じ地区ガバナーによって任命される。その任期は第 16 条 4. に準ずる。

【第 60 版 P156 新設】

第 19 条 解任

地区ガバナーによって任命された地区キャビネット構成員は、正当な理由があれば、地区ガバナーが解任できる。地区ガバナー、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナーを除く、選挙で選ばれた地区キャビネット構成員は、正当な理由があれば、地区キャビネット全構成員の 3 分の 2 以上の賛成票によって解任できる。

第 20 条 キャビネット構成員の任務

1. キャビネット幹事及び会計。地区ガバナーの指導監督のもとに、任務を果たす。具体的な任務は次のとおりである。
 - (a) 協会の目的を推進する。
 - (b) 役職に伴って課せられる任務を遂行する。これには下記が含まれるが、これに限られるものではない。
 - 1) キャビネット全会議の正確な議事記録をとり、会議終了後 15 日以内に、その写しを各キャビネット構成員及び国際協会本部に送る。
 - 2) 準地区大会の議事録を作成し、その写しをライオンズクラブ国際協会、地区ガバナー、準地区内各クラブの幹事に送る。
 - 3) 地区ガバナー又はキャビネットの要求に従って、キャビネットに報告をする。
 - 4) 準地区内の会員及びクラブに課せられるすべての会費を徴収し、地区ガバナーが定める銀行にこれを預金し、更に地区ガバナーの指示に基づいて支払いをする。
 - 5) 準地区内で徴収した複合地区会費があれば、これを複合地区協議会幹事・会計に送金し、領収書を確保する。
 - 6) 正確な会計帳簿その他の記録、並びにキャビネット会議及び準地区会合の議事録を作成及び保管し、適切な目的のため、妥当な日時に、地区ガバナー、キャビネット構成員、クラブ会員（又はその正当な代理人）の検査を許す。地区ガバナー又はキャビネットの指示に従って、必要な帳簿及び記録を、地区ガバナーが任

命した監査委員に提出する。

- 7) 地区ガバナーの要求があれば、忠実に職務遂行を保証するために、指定額の保証金を積む。
 - 8) 任期終了の際には、地区の一般及び / 又は財務関連の記録並びに資金を速やかに後任者に引き渡す。
- (c) 国際理事会の指示により要求されるその他の任務を遂行する。
- (d) キャビネット幹事とキャビネット会計の職が別々に設けられている場合には、その役職の本質に従って、(b) に記載されている任務がそれぞれの役員に割り当てられるものとする。
2. 地区グローバル指導力育成チーム (GLT) コーディネーター。地区ガバナーの指導監督のもとに、地区 GLT コーディネーターは地区グローバル・アクション・チームの一人員である。その責任には以下が含まれる。
 - (a) 地区チームとともに、地区の指導力育成目標の達成に焦点を当て、それに向けて取り組むための地区計画を策定・実施し、クラブ役員、リジョン及びゾーン・チェアパーソン、公認ガイディング・ライオン、必要に応じその他のメンバーの研修を開催する。
 - (b) 年間地区学習及び指導力育成計画を立てて遂行し、研修について Learn で報告する。
 - (c) 奉仕、会員増強、または指導力育成の役割を担えそうなリーダー候補者を特定すべく努力する。
 - (d) 適切な場合には、地区の各行事での研修を支援・進行する。
 - (e) 地区グローバル会員増強チーム・コーディネーター

- 及びクラブ役員と協力し、新会員がクラブレベルで効果的な会員オリエンテーションを受けることを確認する。
3. 地区 GMT コーディネーターは地区グローバル・アクション・チーム (GAT) の一員である。その責任には以下が含まれる。
- (a) 地区チームとともに、地区の会員増強目標の達成に焦点を当て、それに向けて取り組むための地区計画を策定し実施する。
 - (b) 主なツールや取り組みについてクラブ会員委員長を教育し、各クラブで会員勧誘と会員の満足度を向上させるための会員増強計画を立てるよう奨励する。
 - (c) 会員に関する問い合わせを受けるクラブ会員委員長を支援し、適用される方針に沿った迅速な指導を行う。
 - (d) 会員候補者には迅速に連絡が行われ、興味や、都合、期待、その他の要素にもとづいた適切なクラブに紹介されるようにする。もし適切なクラブがなければ、新クラブを結成するための指導と支援が与えられるようにする (グローバル・エクステンション・チームの地区コーディネーターが任命されていない場合)。
 - (e) 会員増強における指導的役割を担えそうなリーダー候補者を特定すべく努力する。
 - (f) グローバル指導力育成チーム及びグローバル・アクション・チームの地区コーディネーターたちと協力し、クラブに会員維持の戦略を提供する。
 - (g) 地区グローバル指導力育成チーム・コーディネーター及びクラブ役員と協力し、新会員がクラブレベルで効果的な会員オリエンテーションを受けることを確認する。

- 4. 地区グローバル奉仕チーム (GST) コーディネーター。地区ガバナーの指導監督のもとに、地区 GST コーディネーターは地区グローバル・アクション・チーム (GAT) の一員である。その責任には以下が含まれる。
 - (a) 地区チームとともに、地区の奉仕及び資金調達目標の達成に焦点を当て、それに向けて取り組むための地区計画を策定し実施する。
 - (b) 地区内のクラブによるアクティビティ報告率を上げるよう努力する。
 - (c) LCI と LCIF の奉仕プログラムや交付金、および LCI の奉仕関連リソースの活用について、知識を得、参加を奨励する。
 - (d) 地区におけるアドボカシー活動の推進者として、クラブが意識高揚、地域社会の啓蒙、変化の唱導を行う上で支援する。
 - (e) 知名度と会員の満足度を高め、新会員を獲得し、ノウハウの共有を奨励するため、奉仕の成功事例をライオンズや地域社会に共有する。
 - (f) 奉仕における指導的役割を担えそうなリーダー候補者を特定すべく努力する。
- 5. グローバル・エクステンション・チーム・コーディネーター (この役職が地区ガバナー任期中に活用される場合)。地区ガバナーの指導監督のもとに、地区 GET コーディネーターは地区グローバル・アクション・チームの一員である。その責任には以下が含まれる。
 - (a) 地区チーム (地区ガバナーおよび各副地区ガバナーを含む) と協力し、地区の新クラブ目標の達成と維持を

徹底する。

- (b) ボランティア奉仕がまったく行われていない、あるいは十分に行われていない地域社会や、より大きなコミュニティにおけるグループ内において、新クラブを結成する機会を見出す。
 - (c) 地区のリーダーたちと協力して、新クラブ結成を成功させるために必要なタスク(会員の勧誘、リーダーシップ育成、有意義な奉仕事業への参加促進など)を遂行できるチームを作る。
 - (d) 新クラブ開発のプロセスと方針を理解した上で、それをチームメンバーに伝え、さらに正確な情報が入会予定者に伝わるよう徹底する。
 - (e) スポンサー・クラブが新クラブ役員のメンター(教育係)を務められるように手助けし、またガイディング・ライオンに新クラブの心得を教育することで、新クラブの成功を確かなものにする。
 - (f) 新クラブ結成に関心のあるライオンズを研修し、起用することで、地区の新クラブ結成の可能性を広げる。
 - (g) 新クラブの申請書に記入漏れがないか、承認手続きが正しくされているか、効率的に提出されているかを確かめる。
6. 地区 LCIF コーディネーター。地区 LCIF コーディネーターは、複合地区 LCIF コーディネーターが地区ガバナーと協議の上で推薦し、LCIF 理事長が任命する。その任期は3年である。この役職はライオンズクラブ国際財団(LCIF)のアンバサダーの役割を果たし、複合地区 LCIF コーディネーターに直属するものの地区指導陣と密接に連携する。

その責任には以下が含まれる。

- (a) クラブのコーディネーターたちが LCIF のファンドレイズ戦略を確実に実行するようにする。
 - (b) LCIF の地区内や国内外での重要性とインパクトについてライオンズに啓発する。
 - (c) 地区全体におけるファンドレイズのあらゆる側面において LCIF を支援するようライオンズに奨励する。
 - (d) LCIF の交付金受給の機会について熟知し、LCIF が支援する種々の交付金及び事業について地区内ライオンズを啓発する。
7. リジョン・チェアパーソン(この役職が地区ガバナー任期中に活用される場合)。リジョン・チェアパーソンは、地区ガバナーの指導監督のもとに、リジョンの最高運営責任者を務める。具体的な任務は次のとおりである。
- (a) リジョンにおける会員増加につながるよう、本協会の目的を推進する。
 - (b) 現行の地区計画の成功に向けて積極的に努力し、クラブの参加を促す。
 - (c) リジョン内のゾーン・チェアパーソンの活動並びに地区ガバナーより割り当てられる地区委員長の活動を監督する。
 - (d) クラブの強みと弱みを特定し、増強と、リーダーシップの向上と、有意義な奉仕を促すことで、クラブの健康を支える。
 - (1) クラブの健康を支えるために利用できるツールについて熟知する。
 - (2) 必要に応じてゾーン・チェアパーソンと調整しな

がら、有意義で効果的なクラブ訪問を行う。

- (3) クラブと定期的な連絡を取り、効果的な運営を確かなものとする。
 - (4) 新クラブを支援する。
 - (5) クラブの健康を支えるための LCI の情報資料、グローバル・アクション・チームの各コーディネーター、及び LCIF コーディネーターを活用する。
 - (e) 地区役員または国際理事会の方針によって要請される職務や指示を遂行する。
 - (f) 地区の運営に精通し、次の役職に進むために必要なリーダーシップ技能を磨く。
 - (1) 地区の構造と各役職の重要性を学ぶ。
 - (2) 個人的なリーダーとしての技量を測り、個人的成長を促す。
 - (g) 地区役員または国際理事会の方針によって要請される職務やその他の指示を遂行する。
8. ゾーン・チェアパーソン。地区ガバナー及び（又は）リジョン・チェアパーソンの指導監督のもとに、ゾーンの最高運営責任者を務める。具体的な任務は次のとおりである。
- (a) ゾーンにおける会員増加につながるよう、本協会の目的を推進する。
 - (b) 現行の地区計画の成功に向けて積極的に努力し、クラブの参加を促す。
 - (c) ゾーン内における地区ガバナー諮問委員会（ゾーン会議）の委員長を務め、同委員長として同委員会の定例会議を招集する。
 - (d) クラブの強みと弱みを特定し、増強と、リーダーシッ

プの向上と、有意義な奉仕を促すことで、クラブの健康を支える。

- (1) クラブの健康を支えるために利用できるツールについて熟知する。
 - (2) 任期中 1 回またはそれ以上、ゾーン内の各クラブを訪問し、そこで分かったこと、特に発見した弱みについて、地区ガバナーとリジョン・チェアパーソン（該当する場合）に報告を行う。
 - (3) クラブと定期的な連絡を取り、効果的な運営を確かなものとする。
 - (4) 新クラブを支援する。
 - (5) クラブの健康を支えるための LCI の情報資料、グローバル・アクション・チーム、及び LCIF を活用する。
 - (6) ゾーン内のすべてのクラブがそれぞれ正式に採用したクラブ会則及び付則に従って運営されるよう、努力する。
 - (7) 地区、複合地区、国際協会との間に生じた問題に関してゾーン内の各クラブを代表する。
 - (e) 地区の運営に精通し、次の役職に進むために必要なリーダーシップ技能を磨く。
 - (1) 地区の構造と各役職の重要性を学ぶ。
 - (2) 個人的なリーダーとしての技量を測り、個人的成長を促す。
 - (f) 地区役員または国際理事会の方針によって要請される職務やその他の指示を遂行する。
9. 地区マーケティング委員長。地区ガバナーの指導監督のもとに、地区マーケティング委員長はマーケティングおよ

びコミュニケーションの取り組みに責任を負い、地区グローバル・アクション・チームを直接サポートする。その責任には以下が含まれる。

- (a) 地区チームと協力し、大規模な行事や、プログラム、イニシアチブを広報する機会を特定・支援する。
- (b) 地区グローバル会員増強チーム・コーディネーターと直接連携し、マーケティングのチャンネルを通じて集まるあらゆる入会見込み者を適切なクラブに案内する。
- (c) マーケティングやPRの指導をすることで、地区ガバナーおよび地区グローバル・アクション・チームをサポートする。
- (e) 地区の資金援助の機会において支援を行う。
- (f) 直接、あるいは地区マーケティング委員会の設置を通じて、地区の各種ソーシャルメディアやウェブサイトを管理する。
- (g) グローバル・ブランド・ガイドラインに対する十分な理解を保持する。
 - a. 地区のあらゆる活動において、グローバルブランド資産を適切に、かつ一貫して使用するよう奨励する。
 - b. ストーリー作成やメディア発信の準備において、承認されたブランドテンプレートの使用を奨励する。
- (h) クラブに、クラブ・マーケティング委員長を任命するよう奨励する。
 - a. 会議や研修を開催したり、マーケティングの指導やコツを提供することによって、クラブ・マーケティング委員長を継続的に支援するようにする。
- (i) LCI と LCIF の優れた活動やニュース性の高いストー

リーを、ソーシャルメディアの各チャンネルを介してライオンズや各方面のメディアに、さらに外部に向けて、発信する。

10. 地区グローバル・アクション・チーム (GAT)。地区ガバナーがファシリテーターを務めるこのチームには、地区グローバル会員増強チーム・コーディネーター、地区グローバル奉仕チーム・コーディネーター、地区グローバル指導力育成チーム・コーディネーター、および地区グローバル・エクステンション・チーム・コーディネーターが含まれ、地区マーケティング委員長の支援を受ける。チームは、クラブが人道奉仕を広げ、会員増加を達成し、未来のリーダーを育成する手助けを協働して行うための計画を策定し実施する。定期的に会合し、その計画の進捗状況と、計画をサポートする可能性のある取り組みを討議する。複合地区グローバル・アクション・チームのメンバーと連携してさまざまな取り組みや成功事例について学び、活動、達成事項、課題を複合地区グローバル・アクション・チームのメンバーと共有する。地区ガバナー諮問委員会会議のほか、奉仕、会員増強、あるいは指導力育成の取り組みを主に取り上げるゾーン、リジョン、地区、または複合地区の会議に出席して意見を交換し、クラブの取り組みに利用できそうな知見を得る。

第 3 章 改正その他

第 26 条 改正

本会則の改正には複合地区大会に出席し、投票した代議員の 3 分の 2 以上の賛成投票を要する。

第 27 条 規則の制定および改廃

本会則の施行のために必要な規則については、複合地区に関するものはガバナー協議会で、各地区に関するものはキャビネットでこれを制定または改廃することができる。

第 28 条 名称、紋章、その他の標識

地区、クラブあるいはクラブ会員は、資金獲得のために国際本部クラブ用品部の文書による事前の認可なしに、ライオンズクラブ国際協会の紋章および名称の付いたものを製造または販売してはならない。さらに、地区、クラブあるいはクラブ会員は、クラブ用品部の認可を得ていない者からライオンズクラブ国際協会の紋章および名称の付いたものを購入してはならない。その認可はクラブ用品部の日本における代理人を通して、クラブ用品部の定める規定に従って得ることができる。

第 29 条 禁忌事項

- (1) ライオンズ道徳綱領に反する言動や行為をしてはならない。(国際理事会方針書第 6 章 A 項) (本編 P11)
- (2) クラブおよびクラブ会員は、他のクラブおよびクラブ会員に対し、資金、物品および援助を求める文書並びにライオンズ道徳綱領に反する文書等を配布しては

ならない(文書には、郵便のほか電子メール、ファクス、ソーシャルネットワークなどのすべての電子的手段による送信手段を含む)。但し緊急災害に関する支援援助等は除く。

また、会議においては、議長の許可なく資料配布してはならない。

(3) 差別禁止方針

ライオンズクラブ国際協会は、差別禁止方針を支持する。ライオンズクラブ及び会員は、人種、肌の色、宗教、信条、国籍、先祖、性別、配偶者の有無、年齢、障害、兵役、あるいは法律で保護されているその他のいかなる状況によっても差別してはならない。この方針に反することは、ライオンズの会員及び又はライオンズクラブとしてふさわしくない行動を取ったとみなされ、その結果、国際理事会が定める方針に従って、クラブが「ステータスクォ」処分及び又は解散処分を受ける場合がある。(国際理事会方針書第 17 章 1 項)

(4) クラブへの納入金未納の通知書を幹事から受けてから 30 日以内に納入しない会員は、直ちに、全額を納入するまでグッドスタンディングでなくなる。グッドスタンディングの会員のみがクラブにおいて投票権を持ち、役員になることができる。

(5) クラブは公職の候補者を後援または推薦してはならない。また、クラブのいかなる会合においても政党、宗派に関して討論してはならない。

(6) クラブ役員および会員は自らのライオン歴を累進させる場合を除き、いかなる個人的、政治的、その他の

野心のためにも、会員であることを利用してはならない。また、クラブ全体としてもクラブの目的に反する運動に参加してはならない。

(7) クラブの会員以外の者が、会合の席でクラブに資金を求めることはできない。本クラブの会合中に通常の経常支出として計上されていない臨時支出の要請又は提案がなされた場合には、そのいかなるものも、さらなる検討を受けるべく適切な委員会あるいは理事会に付する。

(8) 会員名簿は、理事会の承認なく、それを請求する者に配布してはならない。

(9) 国際会則第4条に名称および紋章の使用について規定されている。本必携第1編Iの14.に詳しく記載されているので乱用しないよう留意する。

(10) 名誉会員および準会員を除いて、いかなる会員も同時に二つ以上のライオンズクラブの会員になることはできない。なお「名誉会員または賛助会員を除いて、いかなる会員も同時にライオンズクラブと同じような性格を持つ他の奉仕団体の会員になることはできない」の規定は、2003年7月デンバー国際大会で国際付則改正により削除された。

第30条 施行期日

本会則はこれを採択する複合地区大会の閉会時から効力を発する。ただし、他の複合地区と関連する規定については、これを採択する330—337の各複合地区大会がすべて終了した時から効力を発する。

(2) 2024年5月、複合地区年次大会承認、一部改正する。

別紙 A 標準版複合地区年次大会議事規則 (例)

1. 代議員総会の構成

- (1) ○○○複合地区第○○回年次大会代議員総会は、大会に参加した複合地区内の現・元国際協会役員及び代議員をもって構成する。その他の会員及び同伴者は、代議員総会に参加できるが、発言したり投票したりすることはできない。
- (2) クラブ代議員は、クラブ会長が署名した資格証明書を公式プログラムに記載された登録時間内に資格証明委員会に提出し、承認されなければならない。
- (3) 代議員総会の定足数は登録代議員の過半数とする。

2. 大会議長・副議長

大会議長はガバナー協議会議長、大会副議長にはガバナー協議会副議長及び幹事、会計が当たる。大会議長が欠けた場合は副議長がこれに代わる。

3. 委員会

- (1) 議長は必要に応じて次の委員会を設け、委員長及び委員を任命する。必要に応じて顧問を置くこともできる。
 - ア. 資格証明委員会
 - イ. 議事運営委員会
 - ウ. 国際理事候補者推薦手続委員会
 - エ. 決議委員会 (議長は、分科会を設けることができる)
 - オ. 指名委員会 (選挙委員会と兼務することもできる)
 - カ. 選挙委員会
- (2) 委員会の議長には委員長が就任し、委員長に事故あるときは委員がその職務を代行する。

4. 議案の提出・決定

- (1) 議案は予め文書をもって各地区ガバナーを経由して第 3 回ガバナー協議会開催日の 2 週間前までにガバナー協議会に提出する。ガバナー協議会はこれを検討して議案を決定し、大会 30 日前までに各クラブに通知する。
- (2) 前項 (1) 以外の方法で提出された議案を審議しようとするときは、動議議案として大会に出席したすべての代議員の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。但し、その議案は前もって文書で議長に提出されなければならない。

5. 審議の進行

議長は予め次のことを周知徹底する。

- (1) 発言は、議長の許可を得てから行う。
- (2) 発言者は、所属クラブ及び氏名を明確に告げてから発言する。
- (3) 議案に対し代議員の質疑は、1 回 3 分間とし再質問 2 回を超えてはならない。但し、大会では議長、委員会では委員長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

6. 採決

採決は挙手により採決をする。出席した構成員全員の過半数をもって決するが、拍手による採決も可とする。

7. 国際理事候補者推薦

国際理事候補者推薦については、国際理事候補者資格審査委員会規則による。また、国際第 3 副会長候補者推薦については、国際第 3 副会長立候補者推薦手続規則による。

8. その他

別に定めのない限り、議事手続きはロバート議事規則最新版による。

開催手順見本（標準版複合地区会則より）

本開催手順見本はあくまで指針であり、ガバナー協議会が変更を加えた上で大会の代議員が採択することができる。

〇〇複合地区大会

第1 定足数

複合地区ガバナー協議会が、複合地区大会の議事進行次第を定めるものとする。いかなる会合においても、資格を証明された代議員の過半数をもって定足数が満たされたものとする。

第2 議事進行

ライオンズクラブ国際会則及び付則、〇〇複合地区会則及び付則、国の慣例又は習わし、あるいは議事規則で定められている場合を除き、議事の進行及び手順はすべて、最新版ロバート議事規則に従うものとする。

第3 資格証明委員会

- (a) 資格証明委員会は、委員長を務める協議会議長、現職の地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナー、並びにキャビネット幹事兼会計で構成される。資格証明委員会の主な責任は、クラブ代議員の資格を検証することである。
- (b) 代議員の登録及び資格証明受付は、〇〇月〇〇日の〇〇時から〇〇時までである。
- (c) 資格が証明された代議員の数は、資格証明の受付締切り後、及び投票開始前に、大会で発表されるものとする。

第4 議事運営委員会

議事次第及び提出議案のとりまとめを行う。また、議事進行を行う。

第5 国際理事候補者推薦手続委員会

国際理事候補者推薦手続については、国際理事候補者資格審査委員会規則による。国際第3副会長候補者推薦については、国際第3副会長立候補者推薦手続規則による。

第6 決議委員会

決議委員会では分科会を設けることができる。分科会では、審議結果を大会議長に報告する。分科会は、必要とされる複合地区の各委員会ごとに構成され、委員長が議長にあたる。

第7 指名委員会

- (a) 別に規定が設けられていない限り、大会開会日の60日前に協議会議長は、3人のメンバーから成る指名委員会を任命し委員長を指名する。
- (b) 選挙に先立つ5日以内に、指名推薦された各候補者の資格、並びに候補者の資格に関する規則を考察することが、指名委員会の責任である。
- (c) 指名委員会が最終報告をする前であればいつでも、候補者は立候補を取り下げることができる。

第8 選挙委員会

- (a) 大会に先立ち、協議会議長は3人のメンバーから成る選挙委員会を任命し委員長を指名する。正式に推薦された各候補者には、オブザーバーを1人、自分の所属クラブから選んで指名することができる。オブザーバーは選挙手順だけを監督することができ、委員会が下す決定には直接関与することはできない。
- (b) 選挙委員会は、選挙資料の作成、投票数集計、個々の投票が有効か否かの問題解決に責任を持つ。委員会の決定が最終的な決定として拘束力をもつものとする。
- (c) 選挙委員会は、選挙の日時及び場所、候補者別の得票数、並びに委員会の各メンバー及びオブザーバーの署名が含まれ

た選挙結果に関する総括的報告書を作成しなければならない。地区ガバナー、協議会議長、並びに候補者全員がこの委員会報告書を受け取る。

第9 代議員及び補欠代議員の交代

- (a) すでに資格証明を済ませた代議員及び(又は)補欠代議員の交代のためには、交代する者は、自分に交付された資格証明書を提示して、交代する相手の会員に譲らなければならない。
- (b) 正式に資格が証明された補欠代議員は、正式に資格が証明された同じクラブの代議員に代わり、投票当日に、自分の補欠代議員資格証明書の写しと、手続済の代議員資格証明書とを投票所係員に提示して、投票用紙をもらい投票することができる。その際、投票所係員は、そのクラブの代議員に交代があった旨、資格証明記録簿に必要事項を書き記す。資格証明を受けなかった補欠代議員は、資格証明済の代議員あるいは資格証明を受けなかった代議員のいずれとも、交代することはできない。

第10 投票

- (a) 投票は、あらかじめ定められた場所と時間に行われる。
- (b) 投票用紙を確保するために、代議員は自分の資格証明書を投票所係員に提示して確認してもらう。確認されたら、代議員に投票用紙が交付される。
- (c) 投票者は、適切な箇所に印をつけて自分が選ぶ候補者に対して投票する。投票が有効なもののみなされるためには、正しい箇所に印がつけられなければならない。選出される役員に関して、指定数以上の候補者に対する票が投じられている場合には、投票用紙のその箇所は無効となる。
- (d) 第三副会長及び国際理事の推薦には、過半数の得票を必要とする。推薦に関して過半数の票を得られなかった候補者は

推薦されない。

- (e) その他のいかなる候補者も、当選するには過半数の得票が必要である。いずれか1人の候補者が当選に必要な票数を得なかった場合には、本項で説明されている手順に沿って、1人の候補者が過半数の票を獲得するまで投票が行われる。

これらの手順は最低条件である。地区は、順守が義務付けられる規則に抵触しない限りにおいて、追加の規則を加えることができる。

別紙 C 標準版地区年次大会議事規則（例）

1. 代議員総会の構成

- (1) ○○○―○地区年次大会代議員総会は、大会に参加した地区内の現・元国際役員およびクラブ代議員（以下「代議員」という）をもって構成する。キャビネット構成員その他の会員及び同伴者は、大会に参加し発言することはできるが、代議員でない限り投票することはできない。
- (2) クラブ代議員は、クラブ会長が署名した資格証明書を公式プログラムに記載された登録時間内に資格証明委員会に提出し、承認されなければならない。
- (3) 代議員総会の定足数は登録代議員の過半数とする。

2. 大会議長・副議長

大会議長（以下議長という）には、地区ガバナー、大会副議長には第一および第二副地区ガバナー、大会幹事には、キャビネット幹事、大会会計にはキャビネット会計がこれにあたる。議長はその他の大会役員を任命する。なお、大会幹事、大会会計および副議長は、代議員でなければならない。

3. 委員会

- (1) 議長は必要に応じて次の委員会を設け、委員長及び委員を任命する。必要に応じて顧問を置くこともできる。
 - a. 資格証明委員会
 - b. 議事運営委員会（提出議案のとりまとめ議事進行を行う）
 - c. 国際理事候補者推薦手続委員会
 - d. 決議委員会（議長は、分科会を設けることができる）
 - e. 指名委員会（選挙委員会と兼務することもできる）
 - f. 選挙委員会
- (2) 委員会および分科会の所属は、議長がこれを定める。
- (3) 各委員会および分科会の委員長は、その議事を主導し、

審議結果を大会に報告する。

- (4) 委員会の議長には委員長が就任し、委員長に事故あるときは委員がその職務を代行する。

4. 議案の提出・決定

- (1) 議案は、あらかじめ文書をもってキャビネットに提出する。議事運営委員会はそれを検討のうえ大会の議案を決定し、大会開催 2 週間前までに各クラブに通知する。
- (2) 前項（1）以外の方法で提出された議案を審議しようとするときは、動議議案とし大会に出席したすべての代議員の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。但し、その議案は前もって文書で議長に提出されなければならない。

5. 審議の進行

議長は予め次のことを周知徹底する。

- (1) 発言は、議長の許可を得てから行う。
- (2) 発言者は、所属クラブ及び氏名を明確に告げてから発言する。
- (3) 議案に対し代議員の質疑は、1 回 3 分間とし再質問 2 回を超えてはならない。但し、大会では議長、委員会では委員長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

6. 採決

採決は挙手により採決をする。出席した構成員全員の過半数をもって決するが、拍手による採決も可とする。

7. 国際理事候補者推薦

国際理事候補者推薦については、国際理事候補者資格審査委員会規則による。また、国際第 3 副会長候補者推薦については、第 3 副会長立候補者推薦手続規則による。

8. その他

別に定めのない限り、議事手続きはロバート議事規則最新版による。

別紙 D 地区大会開催手順 (例)

本開催手順 (例) はあくまで指針であり、地区キャビネットが変更を加えた上で大会の代議員が採択することができる。

〇〇地区年次大会開催手順

第 1 定足数

地区ガバナーが、地区大会の議事進行次第を定めるものとする。いかなる会合においても、資格を証明された代議員の過半数をもって定足数がみたされたものとする。

第 2 議事進行

ライオンズクラブ国際会則及び付則、〇〇地区会則及び付則、国の慣例又は習わし、あるいはここにある規則で定められている場合を除き、議事の進行及び手順はすべて、最新版ロバート議事規則に従うものとする。

第 3 資格証明委員会

- (a) 資格証明委員会は、委員長を務める地区ガバナー、キャビネット幹事及び (兼) 会計、並びに地区ガバナーが任命する 2 人の地区役員以外の者で、構成される。ただし、地区ガバナーは、委員会の他のメンバーを委員長として指名することができる。資格証明委員会の主な責任は、クラブ代議員の資格を検証することである。
- (b) 代議員の登録及び資格証明受付は、〇〇月〇〇日の〇〇時から〇〇時までである。
- (c) 資格が証明された代議員の数は、資格証明の受付締切り後、及び投票開始前に、大会で発表されるものとする。

第 4 議事運営委員会

議事次第及び提出議案のとりまとめを行う。また、議事進行を行う。

第 5 国際理事候補者推薦手続委員会

国際理事候補者推薦手続については、国際理事候補者資格審査委員会規則による。国際第 3 副会長候補者推薦については、国際第 3 副会長立候補者推薦手続規則による。

第 6 決議委員会

決議委員会では分科会を設けることができる。分科会では、審議結果を大会議長に報告する。分科会は、必要とされる複合地区の各委員会ごとに構成され、委員長が議長にあたる。

第 7 指名委員会

- (a) 別に規定が設けられていない限り、大会開会日の 60 日前に地区ガバナーは、3 人以上で 5 人以下のメンバーから成る指名委員会を任命し委員長を指名する。選挙に先立つ 30 日以内に、指名推薦された各候補者の資格、並びに候補者の資格に関する規則を考察することが、指名委員会の責任である。
- (b) 各候補者に対して要件を満たしているかどうか、指名委員会チェックリストによるチェックを行う。
- (c) 指名委員会が最終報告をする前であればいつでも、候補者は立候補を取り下げることができる。

第 8 選挙委員会

- (a) 大会に先立ち、協議会議長は 3 人のメンバーから成る選挙委員会を任命し委員長を指名する。正式に推薦された各候補者には、オブザーバーを 1 人、自分の所属クラブから選んで指名することができる。オブザーバーは選挙手順だけを監督することができ、委員会が下す決定には直接関与することはできない。
- (b) 選挙委員会は、選挙資料の作成、投票数集計、個々の投票が有効か否かの問題解決に責任を持つ。委員会の決定が最終的な決定として拘束力をもつものとする。
- (c) 選挙委員会は、選挙の日時及び場所、候補者別の得票数、

並びに委員会の各メンバー及びオブザーバーの署名が含まれた選挙結果に関する総括的報告書を作成しなければならない。地区ガバナー、協議会議長、並びに候補者全員がこの委員会報告書を受け取る。

第9 立会演説会

大会で選ばれる地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナー、その他役員の候補者推薦又は支持の演説は、候補者1人につき〇〇分を超えないものとする。

第10 代議員及び補欠代議員の交代。

- (a) すでに資格証明を済ませた代議員及び(又は)補欠代議員の交代のためには、交代する者は、自分に交付された資格証明書を持示して、交代する相手の会員に譲らなければならない。
- (b) 正式に資格が証明された補欠代議員は、正式に資格が証明された同じクラブの代議員に代わり、投票当日に、自分の補欠代議員資格証明書の写しと、手続済の代議員資格証明書とを投票所係員に提示して、投票用紙をもらい投票することができる。その際、投票所係員は、そのクラブの代議員に交代があった旨、資格証明記録簿に必要事項を書き記す。資格証明を受けなかった補欠代議員は、資格証明済の代議員あるいは資格証明を受けなかった代議員のいずれとも、交代することはできない。

第11 投票。

- (a) 投票は、あらかじめ定められた場所と時間に行われる。
- (b) 投票用紙を確保するために、代議員は自分の資格証明書を投票所係員に提示して確認してもらう。確認されたら、代議員に投票用紙が交付される。
- (c) 投票者は、適切な箇所に印をつけて自分が選ぶ候補者に対して投票する。投票が有効なもののみなされるためには、正

しい箇所に印がつけられなければならない。選出される役員に関して、指定数以上の候補者に対する票が投じられている場合には、投票用紙のその箇所は無効となる。

- (d) 地区ガバナー、第一副地区ガバナー、及び第二副地区ガバナーの選出には、過半数の投票を必要とする。過半数とは白紙及び欠席を除いた有効投票総数の半分を上回る数と定義される。地区ガバナー、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナーの選挙において過半数の得票がなかった場合には、空席が生じるものとし、国際付則第9条6項(d)が適用されなければならない。
- (e) その他のいかなる候補者も、当選するには過半数の得票が必要である。いずれか1人の候補者が当選に必要な票数を得なかった場合には、本項で説明されている手順に沿って、1人の候補者が過半数の票を獲得するまで投票が行われる。

別紙 E

指名委員会チェックリスト
地区ガバナー候補者

各候補者につきこのチェックリストがもれなく記入され、選挙委員会に提出されなければなりません。

候補者氏名： _____

候補者の所属ライオンズクラブ名： _____

指名委員会の会議開催日： _____

投票日： _____

候補者は、下記の要件を満たしていることを立証する十分な証拠を提出している。

- 候補者は所属単一又は準地区内のグッドスタンディングの正ライオンズクラブ*におけるグッドスタンディングの正会員である。
- 候補者は所属ライオンズクラブの推薦、あるいは地区内の過半数のライオンズクラブの推薦を受けた。
- 候補者は現在、本地区の第一副地区ガバナーを務めている。
万一現第一副地区ガバナーが地区ガバナーに立候補しない場合、あるいは地区大会開催時に第一副地区ガバナー職が空席である場合、候補者は以下の要件を満たしている。
- クラブ会長： 務めた年度 _____
- クラブ理事会 務めた年度 (2年間) _____
- 地区キャビネット (一つに印をつける)
 - ゾーン又はリジョン・チェアパーソン 務めた年度 _____
 - キャビネット幹事及び/又は会計 務めた年度 _____
- 上記に加え、更にもう1年地区キャビネット構成員を務めた。
務めた役職： 務めた年度 _____
- 上記のいずれも、同時に達成させていない。

*所属クラブに滞納金がある場合には、代議員資格証明締め切りの15日前までに候補者にその旨を通知し、クラブが滞納金を支払えるよう猶予を与えなければならないことにご注意ください。

私はこのチェックリストを確認した上で、上記候補者が国際付則第9条第4項に従い地区ガバナーに立候補する要件を満たしていることを証明いたします。

_____ 日付 _____

指名委員会委員長

_____ 日付 _____

指名委員会委員長

別紙 F

指名委員会チェックリスト
第一副地区ガバナー候補者

各候補者につきこのチェックリストがもれなく記入され、選挙委員会に提出されなければなりません。

候補者氏名： _____

候補者の所属ライオンズクラブ名： _____

指名委員会の会議開催日： _____

投票日： _____

候補者は、下記の要件を満たしていることを立証する十分な証拠を提出している。

- 候補者は所属単一又は準地区内のグッドスタンディングの正ライオンズクラブ*におけるグッドスタンディングの正会員である。
- 候補者は所属ライオンズクラブの推薦、あるいは地区内の過半数のライオンズクラブの推薦を受けた。
- 候補者は現在、本地区の第二副地区ガバナーを務めている。
- 地区ガバナーとして全期又は過半の期間務めていない。
万一現第二副地区ガバナーが第一副地区ガバナーに立候補しない場合、もしくは地区大会開催時に第二副地区ガバナー職が空席である場合、候補者は第二副地区ガバナー職に関する以下の要件を満たしている。
- クラブ会長： 務めた年度 _____
- クラブ理事会 務めた年度 (2年間) _____
- 地区キャビネット (一つに印をつける)
 - ゾーン又はリジョン・チェアパーソン 務めた年度 _____
 - キャビネット幹事及び/又は会計 務めた年度 _____
- 上記に加え、更にもう1年地区キャビネット構成員を務めた。
務めた役職： 務めた年度 _____
- 上記のいずれも、同時に達成させていない。

*所属クラブに滞納金がある場合には、代議員資格証明締め切りの15日前までに候補者にその旨を通知し、クラブが滞納金を支払えるよう猶予を与えなければならないことにご注意ください。

私はこのチェックリストを確認した上で、上記候補者が国際付則第9条第4項に従い地区ガバナーに立候補する要件を満たしていることを証明いたします。

_____ 日付 _____

指名委員会委員長

_____ 日付 _____

指名委員会委員長

指名委員会チェックリスト
第二副地区ガバナー候補者

各候補者につきこのチェックリストがもれなく記入され、選挙委員会に提出されなければなりません。

候補者氏名： _____

候補者の所属ライオンズクラブ名： _____

指名委員会の会議開催日： _____

投票日： _____

候補者は、下記の要件を満たしていることを立証する十分な証拠を提出している。

- 候補者は所属単一又は準地区内のグッドスタンディングの正ライオンズクラブ*におけるグッドスタンディングの正会員である。
- 候補者は所属ライオンズクラブの推薦、あるいは地区内の過半数のライオンズクラブの推薦を受けた。
- クラブ会長： 務めた年度 _____
- クラブ理事会 務めた年度（2年間） _____
- 地区キャビネット（一つに印をつける）
 - ゾーン又はリジョン・チェアパーソン 務めた年度 _____
 - キャビネット幹事及び / 又は会計 務めた年度 _____
- 上記のいずれも、同時に達成させていない。
- 地区ガバナーとして全期又は過半の期間務めていない。

*所属クラブに滞納金がある場合には、代議員資格証明締め切り時の15日前までに候補者にその旨を通知し、クラブが滞納金を支払えるよう猶予を与えなければならないことにご留意ください。

私はこのチェックリストを確認した上で、上記候補者が国際付則第9条第4項に従い地区ガバナーに立候補する要件を満たしていることを証明いたします。

指名委員会委員長

日付

指名委員会委員長

日付

※ 以上、別紙の各候補者「指名委員会チェックリスト」は、標準版地区会則及び付則掲載から転記したものである。

国際理事候補者資格審査委員会規則

第1章 国際理事候補者資格審査委員会

第1条 名称

本組織を国際理事候補者資格審査委員会と称する。

第2条 目的

本委員会の目的は、地区及び複合地区から推薦を受けた国際理事候補者を資格審査し、詳細な評価結果と候補者を、第5条則地域内で割当てられる日本割当枠数に対して8複合地区統一候補者として選出、推薦することにある。

第3条 構成

国際理事候補者資格審査委員会は、以下の委員で構成される。

- a. 一般社団法人日本ライオンズ委員会から正副委員長
- b. 各複合地区から選出される複合地区国際理事候補者資格審査委員長

第4条 任務

国際理事候補者資格審査委員会は、下記の責務を負う。

- a. 推薦を受けた候補者の履歴書等、審査を行う。
- b. 対象となる各候補者について、他のいかなるライオンとも協議されることのない、機密かつ独立した分析を行う。
- c. 目的としている、日本割当枠数（以下、割当枠と言う）に対し8複合地区統一候補者を選出、推薦する。
- d. 割当枠を超える候補者の場合、第3章国際理事候補者推薦選挙管理委員会を組織する。

第2章 準地区および複合地区大会の推薦

第5条 資格（以下省略 また以下条数を4つ繰り上げる）

第13条 一般社団法人日本ライオンズへの推薦要求

準地区および複合地区年次大会において推薦を受けた候補者

は一般社団法人日本ライオンズ（以下日本ライオンズという）に対し、資格審査および推薦を求めることができる。更に推薦者は8複合共通の国際理事候補者となる。

第14条 日本ライオンズ推薦の有効期間

日本枠推薦有効期間は3年間とする。継続推薦は行わない。

第3章 国際理事候補者推薦選挙管理委員会

第18条 選挙管理委員会の構成

国際理事候補者推薦選挙管理委員会（以下、選挙管理委員会と言う）は、日本ライオンズの理事の中から選出された正副委員長2名と、330～337複合地区ガバナー協議会によって任命された各国際理事資格審査委員長8名を選挙管理委員とし、計10名をもって構成する。ただし、候補者およびその支援に係る責任者を除くものとする。

第22条 選挙管理委員会の選挙による推薦

(8) 上記日程外に割当枠が発生した場合は、理事会において日程調整を行う。

第4章 改正その他

第27条

改正(1) 名称の変更及び第一章を加えそれに伴う箇所を修正し
2024年7月1日より施行する。

以上 改正箇所抜粋、本文省略

新入会員入会式手順参考 (例)

《ライオンズクラブ新入会員の入会式進行と準備》

ライオンズクラブ入会式は、新しい会員がライオンズクラブ国際協会の会員資格を授与され、クラブ会員として歓迎される印象的かつ大切な儀式です。

~~~~~  
印象深い入会式になるように、机、椅子、役員席、スポンサー席、新入会員席など入会式にふさわしい演出を心がけましょう

~~~~~  
準備するもの

- ライオン旗
- ライオンズ必携
- 国際協会証明書
- ラペルボタン (襟章)・入会キット一式
- ライオンズ必携 (ポケット版)
- クラブ会員名簿
- 花束 (任意)

~~~~~  
入会式の流れ (別紙入会式次第を参照)

- 会長は壇上で入場を待つ
- 会員は拍手で迎える。(入会 BGM ライオンズクラブの歌)
- クラブ旗 (ライオンテーマ)・スポンサー・新入会員の順で  
入場
- 会長の前に入場順に 1 列に並び一礼
- 向きを変え会員に一礼

○新入会員紹介 (スポンサー)

○ラペルボタン (ピン)・入会キット一式・クラブ名簿贈呈式 (クラブ会長)

○ライオンズ宣誓 (新入会員は、右手を掲げクラブ会長に向かって宣誓する)

★「宣誓、我々は知性を高め、友愛と相互理解の精神を養い、平和と自由を守り、社会奉仕に精進する」

★★「あなたは、ライオンズ道德綱領を守り、日程と事情が許す限り例会や奉仕活動などに参加し、クラブ、地区、国際協会のプログラムにおいて自らの任務を果たし貢献することを誓いますか。」

「誓います」

○歓迎の言葉 (会長)

○花束贈呈 (会長)

○新入会員挨拶

○着座

~~~~~  
◆これから奉仕の精神で活動に取り組んでゆく新入会員を歓迎し厳粛で印象深い入会式となるよう心がけて行いましょう。

◆例会後クラブ会員と共に、歓迎会など催すなど記念となる日にしましょう。

◆新入会員に対し、クラブの悪い印象だけは残さないように、好印象を与えるチャンスです。入会式を行う前に、リハーサルなど行い、スマートな入会式を行いましょう。

新入会員・入会式進行と次第（例）

司会：会員委員長

1. 開会宣言 ----- 第一副会長

（司会：司会を務めますライオン〇〇です。どうぞよろしくお願いたします。）

（司会：開会宣言、第一副会長〇〇ライオンお願いします）

（第一副会長：これより入会式を行います）

（司会：会長は壇上に、ご登壇して下さい）

2. 入会者入場 ----- クラブ旗（ライオンテーマ）・スポン

サー・新入会員の順

（司会：入会者入場）

（司会：会長に向かって 礼！）

（司会：新入会員は会員に向きを変えて下さい。礼！）

3. 新入会員紹介 ----- スポンサー

（司会：スポンサーによる新入会員紹介）

4. ラベルピン・入会キッド一式等 贈呈 ----- 会長

（司会：会長からラベルピン襟章を付けていただきます。また、ライオンズ必携ポケット版・クラブ内規・名簿等の贈呈いたします）

5. ライオンズ宣誓（ライオンズの誓い） ----- 新入会員

（司会：宣誓を行います）（以下、どちらかを選択）

★「宣誓、我々は知性を高め、友愛と相互理解の精神を養い、平和と自由を守り、社会奉仕に精進する」

★★「あなたは、ライオンズ道徳綱領を守り、日程と事情が許す限り例会や奉仕活動などに参加し、クラブ、地区、国際

協会のプログラムにおいて貢献することを誓いますか」
「誓います」

6. 歓迎の言葉 ----- 会長

（司会：歓迎の言葉、会長お願いします）

会長挨拶例：歴史と誇りあるライオンズクラブ国際協会は、あなた方をライオンとして暖かく迎え、共に奉仕活動を通して、より良い地域社会の実現に貢献したいと思っています。そして、早くライオンズクラブに溶け込んでライオンズライフを楽しんで下さい。そして沢山のメンバーと交流をして頂きたいと思います。

最後に、スポンサーである〇〇ライオンに感謝を申し上げます。

以上、ありがとうございました。

7. 花束贈呈（任意） ----- 会長

（司会：歓迎の花束贈呈、会長お願いします）

8. 新入会員挨拶 ----- 新入会員

（司会：新入会員挨拶を、お願いします）

9. 閉会のことば ----- 第一副会長

（司会：閉会のことば、第一副会長お願いします）

（第一副会長：以上、入会式を終わります）

（司会：ご協力ありがとうございました）

世界のライオンズ (2023年6月30日)

国または領域	200以上
クラブ数	48,946
会員数	1,341,710

主なライオンズ10ヵ国 (2023年6月30日)

	国名	クラブ数	会員数	比率
1.	インド	8,370	275,284	29.2%
2.	アメリカ合衆国	9,991	262,601	27.9%
3.	日本	2,757	96,201	10.2%
4.	韓国	2,002	69,820	7.4%
5.	ドイツ	1,579	51,098	5.4%
6.	ネパール	1,831	40,085	4.3%
7.	MD300 台湾	1,170	40,015	4.2%
8.	ブラジル	1,377	38,603	4.1%
9.	イタリア	1,414	37,193	3.9%
10.	カナダ	1,441	31,120	3.3%

日本のライオンズ (2023年6月30日)

複合地区	準地区	クラブ数	会員数	複合地区	準地区	クラブ数	会員数
330	330-A	186	5,338	330	334-A	105	5,030
	330-B	141	3,387		334-B	71	3,488
	330-C	66	1,618		334-C	71	2,788
	小計	393	10,343		334-D	91	4,455
					334-E	47	2,210
331	331-A	71	2,356	小計	385	17,971	
	331-B	72	2,040	335	335-A	67	1,636
	331-C	43	1,466		335-B	149	6,358
	小計	186	5,862		335-C	100	3,513
			335-D		54	1,554	
					小計	370	13,061
332	332-A	62	1,952	336	336-A	135	5,028
	332-B	49	1,801		336-B	83	2,360
	332-C	55	1,515		336-C	79	2,787
	332-D	66	2,147		336-D	84	2,606
	332-E	50	1,615		小計	381	12,781
	332-F	45	1,239	337	337-A	113	4,508
小計	327	10,269	337-B		60	2,139	
			337-C		73	3,004	
			337-D		69	2,130	
			337-E		52	1,655	
333	333-A	69	2,682	小計	367	13,436	
	333-B	46	1,430	合計	2,757	96,201	
	333-C	105	2,651				
	333-D	48	1,762				
	333-E	80	3,953				
	小計	348	12,478				

出所：国際協会の月例例会報告累計表より作成

日本のライオンズ年表 主な出来事

(1952～2023)

1917年 10月	シカゴでメルビン・ジョーンズによってライオンズクラブ協会が創設される
1920年	カナダでクラブが誕生したことで国際協会となる
1925年 7月	第9回国際大会でヘレン・ケラーが「盲人のために闇夜と闘う騎士」と呼び掛け、ライオンズの主力奉仕となる
1926年 7月	第10回国際大会で日本人である黒川直也が有色人種に対するスピーチを行い白人に限るとしていた規約改正決議する 黒川直也は会場において有色人種初の会員となる
1952年 3月	マニラクラブのスポンサーにより東京クラブ結成
1953年 7月	初代ガバナー L 石川欣一就任
1954年 7月	国際大会で「We Serve」が国際協会のモットーになる
1955年 5月	第1回 302 地区大会開催（神戸市）
1957年	世界最初のレオクラブが結成される
12月	マニラで第1回アジア大会開催
1958年 7月	ライオン誌日本語版創刊
1958年 10月	東京で第2回アジア大会開催
11月	東京丸の内クラブが結成、日本のクラブ数 100 に達する
1959年 7月	302 地区を E と W の 2 地区に分割 L 石川欣一国際理事に就任
1960年 7月	日本ライオンズ 10,000 名に到達
1962年 11月	マニラで第1回東洋東南アジア大会開催
1968年 7月	LCIF が創設される
1969年 7月	東京都で第52回国際大会開催
1970年 7月	302 複合地区が 302E と 302W 複合の二つに分割
8月	名古屋で第9回東洋東南アジア大会開催
1972年 3月	東京都で国際理事会開催
6月	東京都で20周年記念全国大会開催
1973年 10月	日本ライオンズ 100,000 名に達する
1976年 2月	日本のクラブ数 2,000 に達する
6月	日本を 8 複合地区に分割 24 地区となる
1977年 5月	大阪市で 25 周年記念大会開催
10月	福岡で第16回東洋東南アジア・フォーラム開催
1978年 6月	東京都で第61回国際大会開催 L 村上薫国際第3副会長に就任
1981年 4月	日本ライオンズ 140,000 名に達する
6月	第64会フェニックス国際大会開催 L 村上薫第65代国際会長に就任
10月	東京都で30周年記念全国大会開催

※ 第61版より歴代国際理事及び議長、地区ガバナーは、ライオンズ必携から省きました。詳しくは「役員必携」に掲載されていますのでご覧ください。

1982年 11月	L村上薫前国際会長死去（64歳）
1984年 9月	札幌で第23回東洋東南アジア・フォーラム開催
1987年 7月	世界初の女性がライオンズとして入会する
10月	L小川清司国際第3副会長に就任
1989年 7月	日本ライオンズ150,000名に達する 平和ポスター・コンテストが開始する
9月	L小川清司国際第1副会長に就任
9月	L小川清司国際第1副会長死去
1990年 2月	日本ライオンズ160,000名に達する
7月	LCIFが「視力ファースト・キャンペーン」を開始
1991年 11月	神戸市で第30回東洋東南アジア・フォーラム開催 日本のクラブ数3,000に達する
1992年 10月	仙台市で40周年記念大会開催
1998年 11月	横浜で第37回東洋東南アジア・フォーラム開催
2002年 3月	日本ライオンズ50周年記念式典及び東京クラブ結成50周年を東京LCがホストとなり東京で開催
7月	大阪で第85回国際大会開催
2004年 7月	日本で最初の女性ガバナーL櫻井慧子が330-Cで誕生
2005年 7月	LCIFが「キャンペーン視力ファーストII」を開始
10月	仙台で第44回東洋東南アジア・フォーラム開催
2012年 11月	福岡で第51回東洋東南アジア・フォーラム開催
2013年 7月	L山田實紘国際第二副会長に就任
2014年 7月	L山田實紘国際第一副会長に就任 国際会則改正現職地区ガバナーが議長を兼任可能となる 「100周年記念奉仕チャレンジ」1億人に奉仕をスタート
2015年 7月	アメリカ・ホノルル第98回国際大会でL山田實紘国際会長に就任。1981年L村上薫会長に続いて日本から二人目。
2016年 1月	日本ライオンズ連絡事務所とライオン誌日本語版事務所が統合
6月	統合により一般社団法人日本ライオンズ設立社員総会開催され新体制が発足
2017年 7月	L山田實紘 LCIF 理事長に就任（福岡第99回国際大会） シカゴで第100回国際大会開催 5つのグローバル重点分野を設ける
2019年 11月	第58回東洋東南アジア・フォーラムを広島市で開催
2020年 5月	一般財団法人日本LCIF設立
2021年 7月	一般財団法人日本ライオンズ設立（名称・商号変更）

2021年 12月	インドの会員数が28万人を超えて米国を上回り、世界の会員数第1位国となる
2022年 6月	333-C地区のL長澤千鶴子が国際理事に就任（日本で最初の女性国際理事誕生）
2023年 11月	一般財団から公益財団法人日本ライオンズとなる

INTERNATIONAL BOARD OF DIRECTORS (2023-2024)

INTERNATIONAL PRESIDENT

DR.PATTI HILL,
Edmonton, Alberta, Canada

INTERNATIONAL PAST PRESIDENT

BRIAN SHEEHAN,
Bird Island, Minnesota, USA

INTERNATIONAL FIRST VICE PRESIDENT

FABRÍCIO OLIVEIRA,
Catolé do Rocha, Brazil

INTERNATIONAL SECOND VICE PRESIDENT

A. P. SINGH,
Kolkata, India

INTERNATIONAL THIRD VICE PRESIDENT

MARK S.LYON,
Brookfield, Connecticut, USA

DIRECTORS- Second Year

BEN APELAND, Bozeman, Montana, USA
JITENDRA KUMAR SINGH CHAUHAN, Agra, India
BARBARA GREWE, Hanstedt, Germany
JEFF CHANGWEI HUANG, Guangzhou, China
TIMOTHY IRVINE, Beeliar, Australia
RONALD EUGENE KELLER, Millersport, Ohio, USA
GYE OH LEE, Seoul, Republic of Korea
ROBERT K.Y.LEE, Honolulu, Hawaii, USA
RAMAKRISHNAN MATHANAGOPAL, Coimbatore, India
MANOEL MESSIAS MELLO, Bauru, Brasil
AHMED SALEM MOSTAFA, Cairo, Egypt

JAMES “JAY” COLEMAN MOUGHON, Clifton, Virginia, USA

MAHESH PASQUAL, Battaramulla, Republic of Sri Lanka

SAMIR ABOU SAMRA, Adma, Lebanon

KOJI TSURUSHIMA, Sapporo, Hokkaido, Japan

PIRKKO VIHAVAINEN, Juva, Finland

J ÜRG VOGT, Steffisburg, Switzerland

LEE VRIEZE, Jim Falls, Wisconsin, USA

DIRECTORS- First Year

BALKRISHNA BURLAKOTI, Kathmandu, Bagmati, Nepal

FENG-CHI CHEN, Kaohsiung City, China Taiwan

MARIE T.CUNNING, Phoenix, Arizona, USA

MARCEL DANI ĚLS, Kortenberg, Belgium

LUIS JESUS CASTILLO GAMBOA, Panamá

BABU RAO GHATTAMANENI, Hyderabad, Telangana, India

MASASHI HAMANO, Saitama, Japan

EDWIN GUY HOLLANDER, Lawrenceburg, Kentucky, USA

DR.SUNG-GIL JUNG, Iksan, Jeollabuk, Republic of Korea

HALLDOR KRISTJANSSON, Hafnarfirdi, Iceland

DANYAL KUBIN, Ankara, Türkiye

JOHN ALLEN LAWRENCE, Chestertown, Maryland, USA

STEVEN MIDDLEMISS, Hudson, New Hampshire, USA

HANS J.NEIDHARDT, Potwin, Kansas, USA

JOANNE OGDEN, Ontario, Canada

ANTHONY PARADISO, Rockville Centre, New York, USA

KATSUKI SHIROSAKA, Ashiya, Hyogo, Japan

2023-2024 日本からの国際理事会メンバー

国際理事（2022-2024）二年目理事

鶴嶋 浩二（331-A・札幌中島）/ 大会委員会委員

国際理事（2023-2025）一年目理事

城 阪 勝 喜（335-B・大阪港）/ 財務及び本部運営委員会委員

国際理事（2023-2025）一年目理事

濱 野 雅 司（330-C・岩槻）/ 奉仕事業委員会委員

2023-2024 日本からの LCIF 理事

LCIF 理事会開発委員会委員長 元国際会長

山田實紘（334-B・美濃加茂）

LCIF 理事 プログラム委員会委員

鈴木誓男（334-A・豊田ルネッサンス）元地区ガバナー

2023-2024 GAT（グローバル・アクション・チーム）

GAT 全域リーダー

山田實紘（334-B・美濃加茂）元国際会長

エリアリーダー

小川昌子（330-A・東京ウイル）

担当エリア MD330, MD331, MD332, MD333

鈴木誓男（334-A・豊田ルネッサンス）元地区ガバナー

担当エリア MD334

松岡 勲（335-C・京都南）

担当エリア MD335, MD336, MD337

各複合地区ガバナー協議会構成（2023-2024）

◎議長 ○副議長

330 複合地区ガバナー協議会構成

- ◎田中雄一 (C 地区ガバナー) ○石田真一 (B 地区ガバナー)
○阿部かな子 (A 地区ガバナー)

331 各複合地区ガバナー協議会構成

- ◎松浦淳 (A 元地区ガバナー)
○設楽幸子 (A 地区ガバナー) 藤原回向 (B 地区ガバナー)
渡部義男 (C 地区ガバナー)
〔顧問〕 鶴嶋浩二 (国際理事) 安井克之 (元国際理事)
杉本忠夫 (元国際理事)

332 各複合地区ガバナー協議会構成

- ◎栗村安弘 (B 元地区ガバナー)
大矢 進 (A 地区ガバナー) ○高橋 寛 (B 地区ガバナー)
○渡邊俊弥 (C 地区ガバナー) 門馬 弘 (D 地区ガバナー)
西村公夫 (E 地区ガバナー) 石垣勝康 (F 地区ガバナー)
〔顧問〕 安澤莊一 (元国際理事)

333 各複合地区ガバナー協議会構成

- ◎星野勝美 (D 元地区ガバナー)
○鈴木壽男 (A 地区ガバナー) 後藤一男 (B 地区ガバナー)
北野淳子 (C 地区ガバナー) ○福田勝巳 (D 地区ガバナー)
齊藤正行 (E 地区ガバナー)
〔顧問〕 長澤千鶴子 (元国際理事) 川島正行 (元国際理事)
清水英徳 (元国際理事) 後藤隆一 (元国際理事)

334 各複合地区ガバナー協議会構成

- ◎戸祭宏樹 (D 前地区ガバナー) ○滝澤文雄 (E 前地区ガバナー)
木野村好己 (A 地区ガバナー) 川嶋富士雄 (B 地区ガバナー)
前田 磨 (C 地区ガバナー) 小出 進 (D 地区ガバナー)
喜多友一 (E 地区ガバナー)
〔顧問〕 山田實紘 (元国際理事) 鈴木智男 (LCIF 国際理事)
藏 大介 (元国際理事) 佐藤義雄 (元国際理事)
高田順一 (元国際理事) 栢本信治 (元国際理事)
竹内淳一 (元国際理事)

335 各複合地区ガバナー協議会構成

- ◎中谷豊重 (B 元地区ガバナー)
○山中 健 (A 地区ガバナー) 西尾良典 (B 地区ガバナー)
○山本 忍 (C 地区ガバナー) 廣田晃一 (D 地区ガバナー)

336 各複合地区ガバナー協議会構成

- ◎澤 辰水 (D 元地区ガバナー)
山崎勝彦 (A 地区ガバナー) ○藤井信英 (B 地区ガバナー)
三口 巖 (C 地区ガバナー) ○山崎もとみ (D 地区ガバナー)
〔顧問〕 渡部雅文 (元国際理事) 谷野 徹 (元国際理事)
名越 勉 (元国際理事)

337 各複合地区ガバナー協議会構成

- ◎新里正雄 (D 地区ガバナー)
○中村 巧 (A 地区ガバナー) 下堂 園一将 (B 地区ガバナー)
○古賀義行 (C 地区ガバナー) 伊藤 竜彦 (E 地区ガバナー)

一般社団法人日本ライオンズ (2023-2024)

前理事長 村木秀之 (330-A・東京数寄屋橋)

執行理事:

理事長 田名部智之 (332-A・八戸)

副理事長 池原 堅 (336-C・福山久松)

松浦淳一 (331-A・岩見沢はまなす)

専務理事 増澤義治 (334-E・諏訪湖)

常務理事

田中雄一 (330-C・狭山) 栗村安弘 (332-B・大船渡)

星野勝美 (333-D・太田) 戸祭宏樹 (334-D・鯖江王山)

中谷豊重 (335-B・岸和田) 澤 辰水 (336-D・下関)

新里正雄 (337-D・沖繩)

理事・監事:

理事 6名

吉本晴夫 (330-B・藤沢中央) 須藤敏幸 (331-C・伊達)

松本幸史 (333-C・南房総) 吉村弘吉 (335-B・和歌山)

玉川 孝 (337-E・熊本葵) 不老安正 (337-A・大宰府)

村木秀之 (330-A・東京数寄屋橋)

監事 4名

今井文彦 (330-A・東京巣鴨) 佐々木忠康 (331-C・小樽)

橋本勝策 (334-C・焼津) 岡村聖爾 (336-D・下関北)

以上、理事会構成員 22名

一般社団法人日本ライオンズ会計監査委員

今井文彦 (330-A・東京巣鴨) 佐々木忠康 (331-C・小樽)

竹下直義 (332-C・仙台萩) 高橋克文 (333-C・船橋翼)

橋本勝策 (334-C・焼津) 神崎 守 (335-C・京都やわた)

岡村聖爾 (336-D・下関北) 杉野恭市 (337-B・日田)

2023-2024 年度各種委員会:

◎委員長 ○副委員長

① スペシャルオリンピック委員会

◎増澤義治 (MD334) ○須藤敏幸 (MD331)

② PR マーケティング委員会 (ライオン誌日本語版委員会)

◎増澤義治 (MD334) ○星野勝美 (MD333)

③ 国際理事候補者資格審査委員会

◎松本幸史 (MD333) ○栗村安弘 (MD332)

④ 会則委員会

◎松本幸史 (MD333) ○中谷豊重 (MD335)

⑤ 国際大会委員会

◎吉村弘吉 (MD335) ○松浦淳一 (MD331)

⑥ YCE 委員会

◎吉村弘吉 (MD335) ○田中雄一 (MD330)

⑦ ライオンズクエスト・薬物乱用防止委員会

◎玉川 孝 (MD337) ○澤 辰水 (MD336)

⑧ アラート委員会

◎池原 堅 (MD336) ○新里正雄 (MD337)

各複合地区および準地区事務局（2023-2024）

330 複合地区ガバナー協議会事務局 [田中雄一議長]

☎ 103-0027 東京都中央区日本橋 2-12-9
日本橋グレイスビル 2 階
☎ (03) 3276-5400 FAX (03) 3276-5433
E-mail : lions330@md330.jp

330-A 地区キャビネット事務局 [阿部かな子地区ガバナー]

☎ 169-0074 東京都新宿区北新宿 1-36-6
ダイナシティ西新宿 1 階
☎ (03) 5330-3330 FAX (03) 5330-3370
E-mail : cab@lions330-a.org

330-B 地区キャビネット事務局 [石田真一地区ガバナー]

☎ 231-0038 神奈川県横浜市中区山吹町 1-7
パークノヴァ伊勢佐木長者町 201
☎ (045) 334-8670 FAX (045) 334-8673
E-mail : cab.office@lions330-b.jp

330-C 地区キャビネット事務局 [田中雄一地区ガバナー]

☎ 330-0835 埼玉県さいたま市大宮区北袋町 1-103-1
中村ビル 5 階
☎ (048) 658-3304 FAX (048) 658-3305
E-mail : cab330c@lionsclubs330c.gr.jp

331 複合地区ガバナー協議会事務局 [松浦淳一議長]

☎ 060-0809 北海道札幌市北区北 9 条西 3 丁目
小田ビル 5 階
☎ (011) 758-8866 FAX (011) 758-8885
E-mail : md331@ruby.ocn.ne.jp

331-A 地区キャビネット事務局 [設楽幸子地区ガバナー]

☎ 060-0809 北海道札幌市北区北 9 条西 3 丁目
小田ビル 5 階
☎ (011) 758-8881 FAX (011) 758-8882
E-mail : info@lc331-a.jp

331-B 地区キャビネット事務局 [藤原回向地区ガバナー]

☎ 097-0022 北海道稚内市中央 4 丁目 15 番 16 号
道北水産ビル 1F
☎ (0162) 73-3161 FAX (0162) 73-3162
E-mail : wlions331b@outlook.jp

331-C 地区キャビネット事務局 [渡部義男地区ガバナー]

☎ 053-0022 北海道苫小牧市表町 1-4-5
ほくせんビル 4 階
☎ (0144) 38-5111 FAX (0144) 38-5110
E-mail : hokkaido331c@lionsclubs-331c.org

332 複合地区ガバナー協議会事務局 [栗村安弘議長]

☎ 980-0021 宮城県仙台市青葉区中央 2-11-23
太田ビル 5 階
☎ (022) 261-3324 FAX (022) 261-6639
E-mail : md332c@gmail.com

332-A 地区キャビネット事務局 [大矢 進地区ガバナー]

☎ 030-0801 青森県青森市新町 2-8-26
県火災あおもりビル 4F
☎ (017) 718-8121 FAX (017) 718-8122
E-mail : cab-332a@abeam.ocn.ne.jp

332-B 地区キャビネット事務局 [高橋 寛地区ガバナー]

☎ 020-0022 岩手県盛岡市大通 3-6-12
開運橋センタービル 4-7 号
☎ (019) 621-1415 FAX (019) 621-142
E-mail : office-332biorioka@almond.ocn.ne.jp

332-C 地区キャビネット事務局 [渡邊俊弥地区ガバナー]

☎ 980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町 2-5-5
一番町中央ビル 603
☎ (022) 398-3904 FAX (022) 398-3914
E-mail : 332-c @ lions-clubs.jp

332-D 地区キャビネット事務局 [門馬 弘地区ガバナー]

☎ 963-0102 福島県郡山市安積町笹川字彼岸塚 22-9
☎ (024) 937-0830 FAX (024) 937-0831
E-mail : info@lc332d.com

332-E 地区キャビネット事務局 [西村公夫地区ガバナー]

☎ 990-0067 山形県山形市花楸 1 丁目 19-20
鈴川セントラルビル 2 階
☎ (023) 626-4431 FAX (023) 626-4432
E-mail : cabinet@lions332-e.jp

332-F 地区キャビネット事務局 [石垣勝康地区ガバナー]

☎ 010-0921 秋田県秋田市大町 3 丁目 2-44
協働大町ビル 2 階
☎ (018) 893-4447 FAX (018) 893-4706
E-mail : office@332-f.jp

333 複合地区ガバナー協議会事務局 [星野勝美議長]

☎ 110-0015 東京都台東区東上野 3-21-7
福井ビル 401
☎ (03) 5688-6436 FAX (03) 5688-6437
E-mail : md333@nifty.com

333-A 地区キャビネット事務局 [鈴木壽男地区ガバナー]

☎ 955-0092 新潟県三条市須頃 1-17
燕三条地場産センター 3 階
☎ (0256) 36-7631 FAX(0256) 36-7632
E-mail : cab@lc333a.com

333-B 地区キャビネット事務局 [後藤一男地区ガバナー]

☎ 320-0063 栃木県宇都宮市陽西町 1-37
☎ (028) 627-0012 FAX (028) 627-0019
E-mail : cabinet@lions-333b.org

333-C 地区キャビネット事務局 [北野淳子地区ガバナー]

☎ 260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港 4-3
千葉県経営者会館 4 階
☎ (043) 243-2528 FAX (043) 247-4756
E-mail : office-sc@lionsclub333c.org

333-D 地区キャビネット事務局 [福田勝巳地区ガバナー]

☎ 371-0026 群馬県前橋市大手町三丁目 9-16
☎ (027) 225-2433 FAX (027) 225-2434
E-mail : cab@lions-333d.jp

333-E 地区キャビネット事務局 [齊藤正行地区ガバナー]

☎ 310-0803 茨城県水戸市城南 3-4-25
堤ビル 1 階
☎ (029) 306-7750 FAX (029) 306-7751
E-mail : info@lc333-e.com

334 複合地区ガバナー協議会事務局 [戸祭宏樹議長]

☎ 450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅 2-43-12
東山ビル 6 階
☎ (052) 581-0777 FAX (052) 581-0779
E-mail : lions334@lilac.ocn.ne.jp

334-A 地区キャビネット事務局 [木野村好己地区ガバナー]

☎ 450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅 3-22-8
大東海ビル 6 階 609 号
☎ (052) 589-0151 FAX (052) 589-0150
E-mail : cabinet@lc334a.gr.jp

334-B 地区キャビネット事務局 [川嶋富士雄地区ガバナー]
☎ 450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅 5-4-14
花車ビル北館 301号
☎ (052) 526-3687 FAX (052) 526-3688
E-mail : cabinet@334b.org

334-C 地区キャビネット事務局 [前田 磨地区ガバナー]
☎ 422-8067 静岡県静岡市駿河区南町 6-1
南町第一ビル 3階
☎ (054) 286-8922 FAX (054) 286-8919
E-mail : webmaster@lions334-c.org

334-D 地区キャビネット事務局 [小出 進地区ガバナー]
☎ 922-0402 石川県加賀市柴山町と5番地1
加賀商工会議所ホテルアローレB1
☎ (0761) 75-7623 FAX (0761) 75-7624
E-mail : cabinet-office@lions334-d.jp

334-E 地区キャビネット事務局 [喜多友一地区ガバナー]
☎ 390-0837 長野県松本市鎌田 1-2-27
☎ (0263) 31-6107 FAX (0263) 31-6108
E-mail : caboffice@lcint334e.org

335 複合地区ガバナー協議会事務局 [中谷豊重議長]
☎ 530-0001 大阪府大阪市北区梅田 1-1-3
大阪駅前第3ビル 1411
☎ (06) 6345-3135 FAX (06) 6345-3137
E-mail : md335@lionsclubs.gr.jp

335-A 地区キャビネット事務局 [山中 健地区ガバナー]
☎ 650-0046 兵庫県神戸市中央区港島中町 6-10-1
神戸ポートピアホテル南館 5階
☎ (078) 303-0303 FAX (078) 303-0301
E-mail : cabinet335a@lc335a.gr.jp

335-B 地区キャビネット事務局 [西尾良典地区ガバナー]
☎ 541-0048 大阪府大阪市中央区瓦町 4-4-8-2F
☎ (06) 6222-7331 FAX (06) 6222-7336
E-mail : 335bcabinet@lc335b.gr.jp

335-C 地区キャビネット事務局 [山本 忍地区ガバナー]
☎ 600-8237 京都府京都市下京区堀川通塩小路
リーガロイヤルホテル京都内
☎ (075) 344-0258 FAX (075) 344-0277
E-mail : lions@skyblue.ocn.ne.jp

335-D 地区キャビネット事務局 [廣田晃一地区ガバナー]
☎ 670-0932 兵庫県姫路市下寺町 43
姫路商工会議所新館 3階
☎ (0792) 81-8444 FAX (0792) 81-8421
E-mail : cabinet@lc335d.org

336 複合地区ガバナー協議会事務局 [澤 辰水議長]
☎ 700-0985 岡山県岡山市北区厚生町 3-1-15
岡山商工会議所 6F
☎ (086) 234-0695 FAX (086) 234-0495
E-mail : admin@lions-md336.org

336-A 地区キャビネット事務局 [山崎勝彦地区ガバナー]
☎ 780-0862 高知県高知市鷹匠町 1-3-35
三翠園 3F
☎ (088) 856-6105 FAX (088) 856-6105
E-mail : kochicab@lci336a.org

336-B 地区キャビネット事務局 [藤井信英地区ガバナー]
☎ 700-0985 岡山県岡山市北区厚生町 3-1-15
岡山商工会議所 7F
☎ (086) 232-7722 FAX (086) 232-1155
E-mail : info@lc336-b.com

336-C 地区キャビネット事務局 [三口 巖地区ガバナー]
☎ 733-0003 広島県広島市西区三篠町 1 丁目 8-21
みささ文化ビル 2F
☎ (082) 962-9505 FAX (082) 962-9506
E-mail : 2023-336c@336c.org

336-D 地区キャビネット事務局 [山崎もとみ地区ガバナー]
☎ 694-0064 島根県大田市大田町大田イ 380-1
ハイカラビル 2F
☎ (0854) 83-7710 FAX (0854) 83-7720
E-mail : oda2023@lci336d.com

337 複合地区ガバナー協議会事務局 [新里正雄議長]
☎ 812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 1-1-33
はかた近代ビル 9 階
☎ (092) 432-7211 FAX (092) 432-7233
E-mail : md337@ceres.ocn.ne.jp

337-A 地区キャビネット事務局 [中村 巧地区ガバナー]
☎ 820-0004 福岡県飯塚市新立岩 12-37
のがみプレジデントホテル 2 F
☎ (0948) 43-8422 FAX (0948) 43-8433
E-mail : cabinet@337-a.org

337-B 地区キャビネット事務局 [下堂 蘭一将地区ガバナー]
☎ 870-0924 大分県大分市牧 1 丁目 1 番 35 号
ありたやビル 607
☎ (097) 551-3780 FAX (097) 551-3780
E-mail : lions337-b@eos.ocn.ne.jp

337-C 地区キャビネット事務局 [古賀義行地区ガバナー]
☎ 843-0301 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙 1282
☎ (0954) 20-4220 FAX (0954) 20-4377
E-mail : lc337-cb@sirius.ocn.ne.jp

337-D 地区キャビネット事務局 [新里正雄地区ガバナー]
☎ 900-0032 沖縄県那覇市松山 2-1-12
合人社那覇松山ビル 403
☎ (098) 864-1640 FAX (098) 864-1192
E-mail : lion003r@estate.ocn.ne.jp

337-E 地区キャビネット事務局 [伊藤竜彦地区ガバナー]
☎ 860-8575 熊本県熊本市中央区東阿弥陀寺町 2
ANA クラウンプラザホテル熊本ニュースカイ 26 階
☎ (096) 352-3008 FAX (096) 352-3006
E-mail : lions.clubs.cabinet@ever.ocn.ne.jp

各種事務所

一般社団法人日本ライオンズ

☎ 104-0031 東京都中央区京橋 1 丁目 2-4
八重洲ノリオビル 5 階
理事長 田名部智之 (八戸)
☎ (03) 6262-1263 FAX (03) 3241-4388
E-mail:jlo@jade.plala.or.jp
ライオン誌
☎ (03) 6674-8777 FAX (03) 6674-8781
E-mail : office@thelion.jp

ライオンズクラブ国際協会 OSEAL 調整事務局

☎ 100-0011 東京都千代田区内幸町 1-3-1 さいやい 幸ビル 2 階
事務局長 マーズ 佐子
☎ (050) 1791-5820 FAX (03) 6745-1777
E-mail : oseal@lionsclubs.org

各担当職員の直通間, E-mail 及び担当業務:

マーズ 佐子 ☎ (050) 1791-5828 (事務局局長)
E-mail : yoshiko.merz@lionsclubs.org

- ・事務局の運営・管理
- ・法務関係
- ・他の部局やパートナーとの連携
- ・国際理事会・LCIF 理事会関連業務
- ・その他

箕輪 絹子 ☎ (050) 11791-5825 (財務会計スペシャリスト)
E-mail : kinuko.minowa@lionsclubs.org

- ・ガバナー経費、スピーカー任務払い戻し、補助金の支払い

- ・交付金支払い
- ・財務活動停止について、会計計算書の見方、支払い、その他会計に関する国際協会の規定やルールについて
- ・事務局総務

灌川 奈緒 ☎ (050) 1791-5825 (ロジスティクス支援スペシャリスト)
E-mail : nao.takigawa@lionsclubs.org

- ・イベントや会議のロジスティクス支援
- ・国内・海外への発送業務と物品管理
- ・名簿管理・協会・LCIF 幹部の旅行支援

澤田のはら ☎ (050) 11791-5827 (会員サポートスペシャリスト)
E-mail : nohara.Sawada@lionsclubs.org

- ・会員やクラブ、地区のサポート全般・問い合わせ対応
- ・会員データシステムの支援
- ・クラブ用品 E コマースサイトのプロモーションおよび改善支援
- ・国際大会登録に関する会員サポート
- ・新会員キットについて

畠山 直子 ☎ (050) 1791-5826 (GAT スペシャリスト)
E-mail : naoko.Hatayama@lionsclubs.org

- ・GAT の日本における活動支援
- ・国際協会地区のプログラム・資料に関すること
- ・国際協会が主催するリーダーシップ研究会の支援
- ・会員データに関する分析や資料提供

椛澤 育子 ☎ (050) 1791-5822 (クラブ用品スペシャリスト)
E-mail : ilkuko.Kabasawa@lionsclubs.org

- ・日本におけるクラブ用品販売 E コマースサイトの運営と用品販売のカスタマーサポート、マーケティング
- ・公認業者の窓口業務
- ・その他会員サポート業務

本間 純子 ☎ (050) 1791-5823 (LCIF 課長 (日本担当))

E-mail : junko.Honma@lionsclubs.org

- ・LCIF が日本で行うファンドレイジングと理解を深める活動全般
- ・LCIF 日本リーダーズのサポートと会議等の主催
- ・日本からの寄付申請における窓口・相談業務

塚田加奈子 ☎ (050) 1791-5824 (LCIF 寄付者サービススペシャリスト)

E-mail : kanako.Tsukada@lionsclubs.org

- ・LCIF 寄付報告の対応と寄付者サポート窓口業務
- ・LCIF 寄付状況データについて
- ・LCIF 表彰に関する対応全般

藤井由貴子 (LCIF コミュニケーションスペシャリスト)

E-mail : yukiko.fujii@lionsclubs.org

- ・日本における LCIF 活動の情報発信・マーケティング支援 (年次報告書、ウェブサイト等)
- ・シェアリング交付金申請支援

◆ OSEAL 調整事務局サイト

URL: <https://sites.google.com/site/pacificasianja/home>

本書は、日本のライオンズクラブ会員向けに編集・発行されています。国際本部の発行物ではありませんので、本書発刊の時点で、すでに国際協会発信の最新情報とは異なる部分があります。予めご了解くださいますようお願いいたします。

最新の情報は、国際協会ウェブサイトで入手することが可能です。

検索サイトで「ライオンズクラブ国際協会」を選択してください。

<https://www.lionsclubs.org/ja>

会員のリソース → 法務関連の情報源 → 会則及び付則, 理事会方針書, 決議事項要約などがアップロードされています。

ライオンズ必携第 61 版

Club	
Name	

ライオンズ必携 第 61 版

発行日 1963 年 7 月 20 日 初版発行
 2024 年 1 月 18 日 第 61 版発行
 編集人 2023-2024 会則委員会
 発行所 一般社団法人日本ライオンズ
 〒 104-0031 東京都中央区京橋 1 丁目 2-4
 八重洲ノリオビル 5 階
 ☎ (03)6262 - 1263 FAX(03) 3 241 - 4388